

平成28年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

平成28年9月14日（水曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

1 番	安 達	か	ず	み
2 番	中 尾			勉
3 番	黒 田	健		一
4 番	甲 斐	明		美
5 番	井ノ口	憲		治
6 番	阿 部	輝		之
7 番	土 谷	信		也
8 番	近 藤	紀		男
9 番	成 重	博		文
10 番	安 達			隆
11 番	松 本	博		彰
12 番	河 野	徳		久
13 番	安 東	正		洋
14 番	北 崎	安		行
15 番	河 野	正		春
16 番	山 本	博		文
17 番	菅	健		雄
18 番	大 石	忠		昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	水 江 和 徳
主幹兼庶務係長	次郎丸 浩 一
議事係 長	板 井 保 明
主 任	小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
市参事兼市民課長	山 田 真 一
総務課 長	佐 藤 之 則
財政課 長	飯 沼 憲 一
企画情報課 長	藤 重 深 雪

地域活力創造課長	川 口 達 也
税 務 課 長	近 藤 幸 一
保 険 年 金 課 長	丸山野 幸 政
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子育て・健康推進課長	安 田 祐 一
ウェルネス推進課長	伊 南 富士子
人権・同和対策課長	清 水 栄 二
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農業ブランド推進課長	吉 止 勝 幸
耕 地 林 業 課 長	都 甲 賢 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	大 力 雅 昭
会計管理者兼会計課長	尾 形 稔
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	宗 直 長
消 防 長	榎 本 久 光
総務課 人事給与係長	伊 藤 昭 弘
総務課 総務法規防災係長兼秘書係長	
	近 藤 毅

教育委員会

教 育 長	河 野 潔
教育庁総務課長兼地域総務一課長	
	安 藤 隆 治
教育庁学校教育課長	小 川 匡
教育庁文化財室長	板 井 浩

○議長（安達 隆君） 皆さんおはようございます。
これより本日の会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので発表いたします。

委員長に、9番、成重博文君、副委員長に17番、菅 健雄君、以上のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。

また、質問は通告に基づき行ってください。なお、執行部は質問通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質問があった場合は、議長にお知らせください。

一般質問通告表の順序により、4番、甲斐明美君の発言を許します。

4番、甲斐明美君。

9月14日

○4番(甲斐明美君) おはようございます。4番、日本共産党の甲斐明美です。一般質問をいたします。

1、政治姿勢について。

介護保険では、すでに要支援1、2は、介護保険給付から外されています。豊後高田市は、来年4月から外される予定です。

さらに、要介護1、2の人の訪問介護の生活援助や、要介護2以下の福祉用具のレンタル料を1割負担であったものを、10割負担とする改悪案を政府は検討しています。これでは、何のために介護保険料を払ってきたのかわかりません。

市長は政府に、このような改悪をしないよう進言してください。

○議長(安達 隆君) 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長(丸山野幸政君) 政治姿勢の介護保険制度に関するご質問についてお答えをさせていただきます。

政府は、経済財政運営と改革の基本方針2015におきまして、次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を目指すという制度の趣旨や、制度改正の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス、福祉用具貸与等やその他給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め、検討を行うとしております。

全国市長会におきましては、こうした次期制度改革に当たりまして、軽度者に対する生活援助サービス等について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含めて検討するに当たっては、自治体の負担等を勘案し、慎重に検討することや、自治体と協議し、その意見を反映するとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な行程の設定及び速やかな情報提供を行うこと等を国に対して要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 再質問をします。

政府の改悪案によると、要介護1、2の人の訪問介護の買い物、洗濯、掃除などの生活援助を、保険給付から外します。

高田では、どれくらいの方が影響を受けるとお思いますか。465名の方が受けるようです。洗濯、掃除はもうしなくていい、お金がかかるから、身内が来たらやってもらうからという人が必ず出てきます。いつ身内が来るのかわかりません。これまで、介護保

険で生活援助が1割負担だったものが、10割となるわけです。政府は、家で生活することを推進しているのに、家にいればお金がかかってしまいます。せっかく自宅で過ごせる余力があり、介護士が少し手をかけてあげると、人間らしく生きられるのに、意欲をつぶしてしまいそうです。弱者がこぼれ落ちていくことになります。

自立した生活を目指すとは政府は言っていますが、これは逆行するものではないでしょうか。市長は、市民のために、このような介護保険制度の改悪を許せますか。どうお考えでしょうか。

○議長(安達 隆君) 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長(丸山野幸政君) 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在、国の社会保障審議会介護保険部会におきまして、議員さんからご質問をいただいた件のみならず、現役世代の方々のご負担方法も含めて、現在、全体の視点で議論がされていると、そういう状況でございます。

そういう中で、全国市長会におきまして、先程ご答弁申し上げました内容のことにつきまして、国に対して要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) この改悪案ですと、相当の方が影響を受けます。実際に、各地区から各市から政府のほうに意見を上げるとしても、しっかりした現実を見据えた意見を上げてほしいと思います。

ぜひとも、このような改悪をしないように、皆さんの力でよろしく願いいたします。

では次に、子ども医療費無料化について質問いたします。

1、子どもが病気の際は、お金の心配なく、病院で診てもらいたい。親の切実な願いがあります。中学卒業まで、入院、通院費まで無料化している自治体は、全国で73パーセントです。これは、昨年3月31日の統計です。大分県では、50パーセント、現在です。自治体で無料化しております。本市でも早く無料化できないでしょうか、お願いします。

○議長(安達 隆君) 甲斐議員、続けてください。

○4番(甲斐明美君) 済みません、2つ目です。市長は、中津市、宇佐市と足並みを合わせると言いますが、6月議会以降、どのような話し合いがなされたか。また、中津市民病院の小児救急センターな

どの調査をしたのでしょうか。

3、夜間診療に行く前に、小児救急ハンドブックや子ども救急電話などの活用もできるよう、保護者へ周知、啓発をお願いしたいと思います。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 子ども医療費無料化についてのご質問にお答えいたします。

子ども医療費無料化につきましては、子育て支援の有効な支援の一つであると、そういうふう考えております。

現在、本市におきましても、未就学児の入院、通院、歯科、障がいに係る医療費及び小中学生の入院に係る医療費の自己負担分の助成を実施しているところでございます。

なお、小中学生の通院費の自己負担の助成につきましては、この近隣自治体では実施しているところはございません。

そういった面で、中津市、宇佐市、豊後高田市の3市長で、この課題についてどうすべきかを話し合っており、まずは今までどおりで、そして3市で歩調を合わせて、今後検討していくということを確認いたしました。

また、この話し合いを受けまして、3市の子ども医療担当課長の会議を行うとともに、広域医療圏のワーキンググループ会議におきましても、3市と福岡県側の関係自治体の担当課長が集まりまして、定住自立圏内における小児救急医療体制を維持し、安定的に運営していくための協議を行っているところでございます。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお祈りいたします。

以上です。

○議長（安達 隆君） ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長（伊南富士子君） 私のほうから、受診に関する保護者への周知、啓発についてのご質問にお答えいたします。

本市では、出生届を出された方全員に、乳幼児健康診査や予防接種の予定表とあわせて、日ごろより子どもの病気に対する知識を持っていただくために、赤ちゃん子どもの健康、そして予防接種と子どもの健康の2冊のパンフレットをお配りしております。

この赤ちゃん子どもの健康には、熱が出たとか、吐いたなどのよくある症状ごとに、観察のポイントや家庭での対応を大変わかりやすくまとめておりま

すので、ご活用いただくよう、赤ちゃん訪問の時などに周知、啓発を行っているところでございます。

今後も引き続き、乳幼児健康診査や訪問などの機会を通じて、適正な受診に努めていただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） それでは、再質問いたします。

先日の日出町の町長選で、中学卒業までの子ども医療費の無料化を公約した町長が誕生しました。もう今では、若い人も働き盛りの人も老人も、子どもの健康を応援してくれています。若い親は、一人の子どもでも大変ですが、数人の子どもを産み育てるにはお金がかかります。病気の時に税金を使うことは誰も文句を言いません。何とか本市の子どもたちのために無料化できないでしょうか。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の再質問にお答えいたします。

先程、市長のほうで答弁申し上げましたように、子育て支援の有効な支援の一つでございます。引き続き中津市、宇佐市さん、それと広域圏の中で歩調を合わせながら、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再々質問をします。

これは1番の①のところの再々質問です。7月中旬に社会文教委員会で、岩手県西和賀町に視察に行ってきました。その時、元村長の深沢晟雄さんのことを伺いました。昭和37年、地域で初めて国の制度のない時に、乳児の医療費を無料にし、乳児死亡率をゼロにした人です。

深沢村長は、人間の尊厳、生命尊重こそが政治の基本とする政治哲学を持っていました。現在もその意志は受け継がれ、今でも子ども医療費の無料化は高校卒業まで、18歳までとなっています。

20年前に亡くなられましたが、この精神を見習って、次々と子ども医療費無料化の拡大がされています。本市も拡大してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） ②の再質問をします。

市長は、中津市、宇佐市と足並みを合わせるとい

9月14日

うこと、その部分です。中津市民病院の小児救急センターについて、調査と協議内容を教えてください。協議をしたということですので、その時のメンバーと、医療費無料化の拡大について話し合ったのでしょうか。資料は、どんなものを使用しましたか。市長が出席したところの内容や、課長が出席したところの内容を、別々に答えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 先程市長が答弁いたしましたように、事務方レベルで広域医療圏ワーキンググループ会議を開催し、協議を行っております。

これにつきましては、広域医療圏の取り組みについて、大分県側、福岡県側で、異なった対応がございますので、将来的にどうやっていくのかということを協議申し上げているところでございます。

そのほか、中津市民病院等については、把握しておりません。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 広域医療圏のメンバーということですが、そのメンバーが、先程市長が言われたように、幾つかの何人かのメンバーとか、幾つかのメンバーがありましたけれども、将来的に医療費無料化拡大について話ができただけでしょうか。それとも、福岡側の方たちも入っていると思うので、その方たちの意見というか、実際、福岡側が無料化しても、中津市民病院救急医療センターのほうには、子どもの受診はふえてないわけですけども、その方たちの考え方も聞いたと思うんですけども、将来無料化にできるような方向に話が行けているのかどうかを知りたいと思います。

中津市民病院については把握していないということですが、中津市民病院の状況というのは、市民病院の小児救急センターの状況というのは、とっても改善されているんです。そのことは、聞かれていますでしょうか。私がこの前の議会で言ったことはうそではないと思いますが、その認識はありますでしょうか。

そして、できましたら市長が一番長い経験の市長ですので、永松市長がぜひリーダーシップをとって、足並みを合わせてでも、早く3市で一緒に無料化をしてほしいと思いますが、できないでしょうか。課

長の先程の答弁からお願いします。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の再々質問にお答えします。

広域医療圏のワーキンググループ会議において、子ども医療について、各現状認識と各自治体の情報共有を図ったところでございます。

それと、中津市民病院の小児救急センターの部分につきましては、現状がよくなったということでございますけれども、通常の体制になったというふうにお聞きし、医師の先生方も休みがとれるというふうになったということでお聞きしております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 通常の勤務体制に戻って、休みもとれるようになった。疲弊が相当解決しているということをお聞かされたと思うんです。ですので、これまでは。

○議長（安達 隆君） 甲斐議員に申し上げます。申し合わせの発言回数に達しましたので、次の項目に移ってください。お願いします。

○4番（甲斐明美君） そういうふうに思いますので、今後ともよろしくお願いします。

次の放課後児童クラブの充実について再質問いたします。

資料要求で、登録児童数と支援員の数を出していただきました。高田小学校が登録児童数121人に対して、常時いてくれる支援員が6人、桂陽小学校、登録児童数が50人に対して、常時いてくれる支援員が4人ということです。

ほかのところは児童が20人台から40人台で、常時支援員は2、3人でした。

昨年の子ども・子育て支援法や、関係する運営基準の見直しにより、支援員の常勤化も盛り込まれています。

常勤職員として雇用した場合、1施設につき283万円を支援員給与として加算されることになりました。支援員の常勤体制ができれば。

○議長（安達 隆君） 甲斐議員に申し上げます。最初の質問をしていないので、再質問には当たりません。最初の質問をしてください。

○4番（甲斐明美君） 大変失礼しました。ちょっと勘違いしておりました。

放課後児童クラブの充実について。

1、子ども一人一人の発達を促せるよう、支援員の増員を。

2、支援員の処遇について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の放課後児童クラブの充実についてのご質問にお答えします。

まず、支援員の配置についてでございますが、平成27年度より施行されました放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に定める条例に基づき、支援の単位、概ね40人ごとに2人以上の配置をすることとなっています。

現在の各クラブの支援員の人数、常時配置人員につきましては、提出資料のとおりでございます、基準に基づき配置している状況でございます。

また、児童数の増加に伴い、今年度より新たに整備された施設において運営を行っている高田小学校のひまわり児童クラブにつきましては、支援の単位を2つに分割するとともに、支援員についても、支援の単位ごとに1名ずつ増員配置を行うなどして、充実した運営に取り組んでいるところでございます。

次に、支援員の処遇についてでございますが、運営主体である社会福祉法人や、保護者会において運営規模や配置人員などによりそれぞれ決められておりまして、状況につきましては、提出資料のとおりでございます。

なお、処遇改善に当たっては、運営主体と協議をしながら、昨年度及び今年度と運営に係る補助基準額の見直しに伴い、時給の増額や交通費の支給など改善に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 先程再質問をやりかけましたので、二重になりますので、その部分を割愛していきたいと思っております。

昨年子ども・子育て支援法や関係する運営基準の見直しにより、支援員の常勤化も盛り込まれています。常勤職員として雇用した場合、1施設につき、283万円を支援員給与として加算することになりました。

支援員の常勤体制ができれば、子供たちがいない時間帯は、支援員の研修や保育環境整備など、保育内容の充実のための検討準備などができ、より充実

した保育につながると思います。

また、発達障がい児、または診断されていないがグレーゾーンの子どもたちも6パーセントいると言われております。放課後の子どもたちを安全に健全育成を目指すためにも、常勤支援員を取り入れてはどうかでしょうか。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の再質問にお答えいたします。

常勤支援員の配置についてでございますけれども、現在、放課後児童クラブの運営委託に係る補助基準につきましては、国の子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業及び大分県放課後児童健全育成事業の実施要綱を基準として実施いたしております。

常勤配置に係る、先程言われておった加算につきましては、県の大分県放課後児童健全育成事業等の実施要綱では規定がなされておられません。また、現在、県内でそのような配置をし、運営しているところもございませんので、常勤配置については考えておりません。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） それでは、2番の支援員の処遇について再質問をします。

資料要求で出しましたが、実態として、時給730円から900円でした。10月1日より最低賃金は大分県は715円ですので、ぎりぎりの人もいます。

日本共産党は、今すぐ時給1,000円を目指しています。通勤手当が出ているところが2カ所、主任手当のあるところ3カ所などでした。ほとんどが保護者会が運営していると思っておりますが、できれば他のところにも知らせ、よいところを取り入れるよう指導していただけないでしょうか。通勤手当など、出ていないところは考えていただくことなどお願いします。ぜひ処遇の改善を求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の再々質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの運営につきましては、国の交付金、県の補助金を活用して実施しているところでございます。昨年度及び今年度と運営委託に係る補助基準額の見直しに伴い、改定内容を踏まえ、代表

9月14日

者会議や運営主体とも協議において施設整備の充実や支援員の増員、人件費の改善といった各児童クラブの運営規模と実情に合った見直しが図られていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） これからも代表者会議等でお話をさせていただきますようお願いいたします。

次は、4番、飲用水についてです。

1、ことしの夏は暑く、40日以上も雨が降らず、担当課の方たちも市営水道の給水に関しては、苦慮したのではないかと思います。最近では異常気象が続いており、本市の水道にはこれまでほとんど問題はなかったのですが、市民から他市での水不足のこともあり、水が足りるのか不安だという声を聞きました。

そこで、現在の市営水道の普及率と、今後の水道の整備計画についてお聞きしたいと思います。

2番、今回の日照りで、水の大切さを考えるとともに、市民の飲む水は安全かどうか考えさせられました。市営の水道の水質検査はどうでしょうか。お願いします。

○議長（安達 隆君） 上下水道課長、大力雅昭君。

○上下水道課長（大力雅昭君） 飲用水についてのご質問にお答えいたします。

まず市営水道の普及率と、今後の水道整備計画についてのご質問ですが、現在、市が管理をしています水道は、市内中心部の上水道と、田染、真玉、香々地地区の5つの簡易水道がございます。

この6水道合わせた平成27年度末の給水人口は1万2,918人で、同年度末の行政区内人口が2万3,270人ですので、水道普及率は市全体で55.5パーセントとなっております。

また、水道の整備計画につきましては、現在、第10次水道事業拡張計画を策定しておりますが、この計画では、干ばつ等災害による水不足に備えるための水源の確保を柱とした新たな取水井の増設を中心に計画をしているところでございます。

次に、飲用水の水質検査についてのご質問にお答えいたします。

市が管理する水道につきましては、水道法第4条に水質基準として規定されており、その具体的検査基準につきましては、水質基準に関する省令で定められております。

この水質基準につきましては、お配りしています

資料にお示ししているとおりで、51項目の検査基準が定められておりますが、本市ではこの基準に基づき、決められた期間内で定期的に検査を行っているところでございます。

なお、水道法では、毎年度水道事業者の水質検査計画の策定が義務づけられております。本市では、この計画を毎年4月より、市政情報コーナーで閲覧ができますので、ぜひごらんいただければと思います。

水道水の供給は、市民生活を送る上で、最も重要なライフラインであります。今後も引き続き、安全、安心で安定した水の供給に努力してまいりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1について、再質問をします。

現在、1カ所ボーリングをしているということでしたが、その場所と水質を教えてください。

水不足の時に、水の確保はできそうでしょうか。また、今後もボーリングを掘る予定はあるのでしょうか。

○議長（安達 隆君） 上下水道課長、大力雅昭君。

○上下水道課長（大力雅昭君） 甲斐議員の再質問にお答えをいたします。

先程、1カ所のボーリングの掘削をしているというご質問でありましたけれども、現在、雷のほうで、1カ所の新しいボーリングの掘削を実施をしております。

なお、このボーリングにつきましては、先程申しました第10次水道拡張計画の中に反映をしていこうということで、災害等の急な水不足に対応する水源の確保ができるものと確信をしております。

なお、水質につきましては、現在、水質の調査を出しているところでございますので、もうしばらく水質が判明するのはかかるかと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） ②、2番の再質問をします。

市営水道ですと、水質検査をして、必要ならば消毒などしていると思いますが、各家庭でボーリングで地下水をくみ上げて使っている井戸水については、同じ市民なのに、水の安全にほとんど関心を持っていません。

しかし、今回、市民から井戸水の水質について心

配だという声が上がりました。日田市に尋ねたところ、水の検査料が、約5,000円のところ、2,050円で水質検査ができるということです。補助が約3,000円あることになります。杵築市も補助があるようです。

本市でも、水道設備のない地区で、井戸水を使っている家庭に対して、水質検査を補助してほしいと思います。安ければ、水質検査もしやすいと思います。検査をして、生水のままでは飲み水に適さないならば、煮沸したり、よい水を買うなど、対処していかなければなりませんし、異常がなければ安心です。ぜひ、水質検査の補助を考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） 飲用水についての再質問にお答えいたします。

飲用井戸等の衛生確保は、原則として設置者が管理することとなっておりますから、水質検査手数料に対する市からの補助については現在のところ考えていません。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 井戸水を飲んでいる人も、同じ市民ですので、できましたら今後検討していただきたいと思います。

それでは、5、熊本大分地震について、質問します。

1、約5カ月前の4月14日からの熊本大分地震では、多くの人々や家屋、道路などが被災しました。最近でも、9月7日深夜に震度4、9月8日には震度3の地震があり、まだ終息していません。震度7に2回も襲われた被災地では、平和の日々から一転して、想像していないことが起きました。

しかし、今回の地震による対応を反省することで、今後の私たちの道しるべとなるようにしていかなければなりません。本市でも、いつ思いもよらぬ災害に遭うかもわかりません。今回の地震の教訓を活かして、よりよい防災計画に見直してもらいたいと思いますが、どう考えていますか。お願いいたします。

済みません。また同じことをしてしまいました。2番、避難訓練については、市はふだんより消防関係、防災士などと住民を集めて順次行っていますが、元気な人が集まっているようです。実際には元気で歩ける人ばかりでなく、押し車を使う人やうまく動けない人もいます。

また、夜間にも災害が起こることがありますので、そのときのマニュアルも地域ごとに考えて周知させ、障がいを持つ人や、老人、子どもまでみんなの命を守るための避難訓練を行う必要があるのではないのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 熊本地震の教訓を活かした防災計画について、お答えいたします。

地域防災計画は、本市の防災対策の基本となる計画でありまして、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を最小限にとどめることを目的に、風水害や地震、津波、原子力災害等の対策を定めているものでございます。

この地域防災計画につきましては、東日本大震災以降、大分県が実施した津波浸水予測調査結果を盛り込み、平成27年3月に見直しを行っております。

なお、今回の熊本地震の対応に関しまして、大分県が現在検証作業を行っております。その結果を踏まえまして、必要な見直しも行ってまいりたいと考えております。

次に、障がい者や高齢者まで、全ての方の命を守るための避難訓練についてお答えいたします。

まず、障がい者や高齢者など、災害時において支援が必要な方は、同意をいただいた上で災害時要援護者避難支援台帳を作成し、緊急時の連絡先、協力員の情報、かかりつけの医療機関などに関する情報を把握しております。

また、本市では、自助、共助による地域防災力向上のため、自治会単位での防災訓練や、小学校区単位での総合防災訓練を実施しておりまして、多くの皆様にご参加いただいておりますが、訓練の一つとして、災害図上訓練を必ず実施しております。

地域の皆さんでお住まいの地域の危険箇所、災害が起きた際の避難経路や避難場所を地図に落とし込みながら、支援の必要な方の世帯の確認も行っておるところでございます。

さらに、総合防災訓練では、避難する距離も長くなりますが、自治委員にお声がけをいただき、支援が必要な方も、無理のない範囲で訓練に参加していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1について、再質問をします。

本市の担当課も大分県も含めて、災害のたびに順

9月14日

次考えられているようです。ある学者によると、今回の熊本地震は活断層があり、ほぼ想定内であったなどと言われていましたが、地震の現場では目に見えないところで急に起こったり、断続的に続いていきます。

阪神淡路大震災に匹敵する揺れに2度も襲われた熊本地震も、常識を覆しました。最初の大きな揺れの2日後に、さらに大きな揺れが起きたことは、これまでの想定では考えられませんでした。一度目の地震が強かったので、もう大きな地震は来ないと思い、自宅に戻った方々は、二度目の本震で家屋が崩れ落ち、押しつぶされ、亡くなった方も多かったようです。

熊本では、何らかの理由で避難所に入れず、または入らず、車中泊が多く、体を動かさず過ごしている人に、エコノミークラス症候群が45人も出ました。亡くなった方もいました。

県内でも、竹田、日田、別府市、由布などで被害が生じ、4月16日の本震の当日でも、5,720人が避難、11人がけがというような事態になりました。その後拡大しております。

私たち日本共産党も手分けして調査に入りました。別府市では、私が以前住んでいたところも、壁に割れ目がたくさん入り、道が陥没し、屋根瓦が剥がれたり落ちたり、壁は次々と壊れて無残に道端に集められていました。

特に避難所の問題も大きく、車椅子のまま座って寝ている人。福祉避難所にたどり着けず不安そうな人もいました。市外からのたくさんの人やNPOボランティアなどでいろんな援助があったのはうれしいことでしたが、早期に対応しなければ、命さえも守れない事態となります。

本市でも、このような地震が起きないとは言えません。身近に起こった災害を受けとめ、高田に置きかえて災害対策を考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 甲斐議員の再質問についてお答えをいたします。

先程申しましたとおり、防災計画にのっとった形でやっていきたいと思っておりますが、議員のおっしゃるように、いつどこでいった災害が起こるかわかりません。そのために想定できることをできる限りたくさん考えた上で、対応をとっていききたいと思っておりますが、基本的には、先程もありました

ように、地域防災計画にのっとった形で対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） ②の避難訓練についてです。

課長も先程お話されましたが、日本は地震だけでなく、台風、洪水、津波等の水害とか、自然災害が多い国です。市のほうもハザードマップなどを作成し、注意喚起してくれています。やはり、昼でも夜でも安全に避難しなければならないのは、一人一人の市民、住民です。避難誘導マニュアルとあわせて、弱者には手を引くなど、例えば誰がどこの老人を迎えに行くかなど、きめ細かい避難訓練を今後取り入れてほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 甲斐議員の再質問にお答えします。

防災訓練、研修の関係でございますけれども、先程もご答弁申し上げましたように、豊後高田市におきましては、小学校区単位の防災訓練を毎年数カ所、それから地域自治会単位での防災訓練をそれぞれの年で十数カ所ずつやってきております。

議員お住まいの小田原地区でも両方ともやっていたいております。大変どうもお世話になりました。

その中で、先程も申し上げましたけれども、災害図上訓練というものをやっています。これは、それぞれの地域、地域でやる中で、どこまで深く入れるか。深掘りできるかというのはもちろんあるんですが、こちら、講師のほうから申し上げていますのは、その中で災害弱者についてもそのポイントを、家を落としていただき、その時に、皆さんのお話の中で、どこの方が手助けをするか、そしてどういふうにその方を避難所まで連れていくかというところまでお話されているところもでございます。

なかなか話が進まないところもありますけれども、そういう機会を通じて、今後もきめ細かな対応をしていくようお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。5番、井ノ口憲治君の発言を許します。

5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 議席番号5番の井ノ口憲治でございます。4月の熊本大分地震に続き、8月には台風10号により岩手県、北海道に大変な被害がもたらされました。被災された方々、亡くなられた方々に心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

そんな大変心の沈んだ毎日でしたが、時を同じくして、ことしはリオデジャネイロオリンピックが開催をされ、日本選手団のすばらしい活躍で、多くのメダルを獲得をいたしました。本当に心躍る毎日でした。

私は、このオリンピックを見ていて、メダルを獲得した選手はもとより、選手の皆さんは、はっきりとした目標を定め、毎日の厳しい練習に汗を流し、技を磨き、体を鍛え、非常な精神的なプレッシャーの中で毎日取り組んでいるという選手の話の聞き、栄光の裏には並々ならぬ努力と苦労があったんだと、改めてただただ感心をするばかりでございました。

そんな選手の皆さんの声を聞き、目標をしっかり定め、一生懸命取り組めば、必ずや結果はついてくると、自分自身も前向きな気持ちにさせられたところでございます。

今やっと地方創生の機運が高まり、各地方しのごを削っているところでございます。市長始め執行部の皆様方は、精力的にお取り組みをさせていただいていますが、英知を結集し、市民一丸となってこの豊後高田市、国東半島をさらに再生をしていく。今まさに今しかない地方再生だという、さらなる取り組みの必要性を感じたところでございます。

そこで、一つ目の質問の4月14日に起きた熊本大分地震以降の来訪者について、3点にわたり質問をいたします。

1点目は、熊本大分地震の影響により、観光客が激減し、まちづくり会社が九州ふっこう割を使った取り組みを精力的にしてくれているが、どのような状況になっているのか。

2点目は、どのような対策や対応をしてきたのか。

3点目は、訪日客、インバウンドの誘客について、県や他市では積極的に海外のプロモーション、誘客活動を行っているが、本市の状況はどのようになっているのか、お聞きをいたします。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私からは、震災以降の誘客促進についてのご質問にお答えをいたします。

ご案内のとおり、4月に発生しました熊本地震は、

国内最大級の震度7を観測するなど、熊本、大分県はもちろんのこと、九州各県の観光産業にとって、非常に大きな打撃となりました。

本市は、直接的な被害はなかったものの、風評被害によりまして、各種ツアーのキャンセル、そしてまた、修学旅行生を受け入れておりました民泊の上半期全てのキャンセルなど、非常に4月から6月にかけては、大変大きな影響を受けました。

そのような中、市といたしましては、一刻も早く風評被害を払拭し、一人でも多くの観光客の皆さんにこの豊後高田にお越しくださるよう、そしてまた本市の元気な状況を情報発信に努めてまいりました。

震災直後の4月下旬には、本市とご縁もあります福岡市の高島市長さんからのお声がけもいただきまして、福岡市中心部で開催されました大分熊本両県の緊急PRイベントに私も参加をさせていただきましたし、その後、7月までの間、福岡、大分、大阪と、それからまた大都市を中心に、県や他市町村と一体となって、緊急の観光PRを続けてきたところでございます。

加えまして、国の支援策であります九州ふっこう割につきましても、旅行業の免許を持っております私どものまちづくり会社、この利点を活かすべく、考えられる最大限のツアーを企画し、申請をしたところでございます。

先日の諸般の報告の中でも申し上げましたとおり、7月から9月までの期間を対象とした旅行商品に係る交付金を活用しまして、福岡、大分発着の日帰りバスツアーや、恋叶ロードを柱としたレンタカー周遊プランを企画募集いたしましたところ、大変な好評でございまして、これまでに652名の方にお申し込みいただきました。既に完売状況でございます。

さらに、市内市外への宿泊促進を目的とした受注型の企画旅行につきましても、現在427名の方にもお申し込みをいただいているところでございます。

また、新聞等で報道がありましたとおりに、第2弾の九州ふっこう割を活用した10月以降の春の旅行商品を現在企画させているところでありまして、引き続きまちづくり会社の旅行業を活かした魅力ある旅行商品によりまして、本市観光への誘客促進を図ってまいろうと思っております。

なお、修学旅行生受け入れの農家民泊、上半期においては全てキャンセルになりましたけれども、上半期に回ったようでございまして、随分持ち直しをしたようでございます。その他、昭和の町の15周年

9月14日

記念の大規模イベントを3連休となる今週末の17、18の2日間開催すると。

また、秋の行楽シーズンに弾みをつけるとともに、六郷満山開山1,300年誘客キャンペーンの一環といたしまして、11月から12月には国東市と連携した六郷満山寺院のライトアップイベントや、鬼サミットなどのイベントを開催するなど、特色のある誘客促進事業によりまして、観光振興を図ってまいります。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させるので、よろしく願いいたします。

済みません。今、10月以降の秋の旅というのを、春と言ったそうございまして、それと同時に、また農泊の話の中で、上半期分のキャンセル部分は、下半期に回ったといったつもりでありましたが、上半期と言ったという話でございまして、今、上半期、キャンセルされた分が、下半期に来ているということの中で、随分改善もされていると、そういうことで、以上でございます。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 震災以降の来訪者についてのご質問の内、インバウンド対策について、お答えいたします。

インバウンド対策につきましては、大分県及びツーリズムおおいが主催する現地商談会やアジア諸国をターゲットとした県内商談会の参加、そして国内に営業拠点を持つ旅行社への営業活動等によりまして、現在、訪日外国人の誘致を積極的に行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、ツーリズムおおいとの連携では、5月に韓国から、8月には香港から人気のあるブロガーを招聘しまして、本市の観光の魅力を情報発信したところでございます。

また、先月の30日には、県主催による韓国ソウルでの現地商談会に、まちづくり会社が参加し、16社、延べ20人の旅行会社及びメディア関係者に対しまして、本市の観光PRを行ったところでございます。

クールジャパンアワード2015を受賞しました昭和の町や、開山1,300年を迎える六郷満山、日本のリアルな生活文化体験ができる農家民泊等の魅力をPRしたところ、数社から今後の旅行造成に向けた具体的な案件をいただくなど、非常に手応えを感じたところでございます。

また、今月21日から23日にかけて開催されます、世界最大級のインバウンド商談会でありますビジットジャパントラベルマートに観光まちづくり会社が

農林水産省のインバウンドグリーンツーリズムプロモーション事業の一環で全国から選ばれました5地域の一つとして参加する予定でありまして、世界各国から集まる旅行会社及びメディア関係者に対しまして、誘客活動を行うこととしております。

なお、この商談会には豊の国千年ロマン観光圏と六郷満山誘客キャンペーン実行委員会とも連携して、プロモーションを行うこととしております。

さらに、国東市と連携いたしましたインバウンド対策の調査事業や誘客プロモーション事業を展開するとともに、大分県及びツーリズムおおいと連携したPR活動、インターネットを活用した積極的な情報発信等によりまして、さらなる訪日外国人の誘客を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 5番、井ノ口憲治君。

○5番(井ノ口憲治君) 3点にわたりご回答いただきましたが、あわせて2つ再質問をいたします。

グリーンツーリズムは、上半期の予約が全てキャンセルになったとのことですが、下半期の予約状況はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 井ノ口議員の再質問にお答えいたします。

グリーンツーリズムの上半期の予約のキャンセルが、下半期にどうなっているかということですが、先程市長からの答弁の中に、かなり盛り返してあるというふうにご答弁を申し上げましたが、具体的に申し上げますと、9月6日現在、北九州市の中学校の修学旅行を中心といたしまして、1,660名の予約が入っている状況でございます。

○議長(安達 隆君) 5番、井ノ口憲治君。

○5番(井ノ口憲治君) 大変精力的なお取り組み、ありがとうございます。

再質問でございますが、第2期ふっこう割の具体的な豊後高田市の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) それでは、第2期のふっこう割の内容につきましてお答えいたしたいと思っております。

第2期のふっこう割についてでございますが、まず第1期と第2期との大きな違いですが、それは割引率が違うということでありまして、第1期では、最大7割引きというふうになっていたものが、第2

期では最大5割引きというふうに割引率が縮小されております。

現在、まちづくり会社のほうで、旅行商品の最終調整をしておりますが、福岡発着の昭和の町や、六郷満山をめぐる日帰りバスツアーから、1泊2日の受注型の旅行商品など、幅広い商品を現在企画調整しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 2つ目の質問の環境美化についてのお尋ねをいたします。

小学生、中学生、それから各地区の健全育成、それから各種団体、一般の方等大変ごみ拾いをしていただいております。大変頭の下がる思いでございますが、ことしの夏の8月の22日には、臼野小の全校児童11名と真玉小の児童1名、そして臼野に帰省中の児童1名、計13名と地域の有志の方、それから保護者の方で、非常に酷暑の中を、臼野から豊後高田市役所玄関前までのごみ拾いをしてくれました。

私も、時間がとれましたので、ホテル清照付近から市役所までしかごみ拾いをできませんでしたが、その間、ごみ拾いをしてみますと、余り道路にごみがないように見えましても、道路の側溝といいますが、側溝付近の吹きだまつたところに、砂の中にたばこの吸い殻が埋もれていたり、ずっと前からのたばこの吸い殻、余り目立ちませんが、ああ、随分あるなというように思いました。

このようなたばこの吸い殻というのは、子どものしわざでなくて、大人の皆さんが捨てたたばこの吸い殻で、大人の仕事でございますから、子どもたちが一生懸命拾ってくれるのはありがたいことであり、意識のある人がごみ拾いをしてくれるのもありがたいことでもあります。

しかしながら、ごみをたばこを吸った大人の人が捨てるというのは、いささかどうかなというようにも思っております。そして、ごみ拾いをしましてから、昭和の町の中を歩きまして、その時に、商店街の方々、子どもたちに、「暑かったでしょうね、ご苦労さん」と言って、お接待をしてくれました。大変その時、お接待をしていただいた商店街の商店の皆さんには、心からお礼を申し上げます。

そして、子どもたちは、そのお接待をいただいて、非常に喜んでおりましたし、疲れも吹っ飛んだようでした。そしてバスで臼野のほうに帰りました。

このような子どもたちの取り組みに応えるためにも、さらにアイデアを活かした積極的な啓発や取り組みが必要だと思いますが、見解をお聞きをしたいと思っております。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） 環境美化についてのご質問にお答えいたします。

市内の環境美化活動につきましては、ごみゼロ健康スタンプラリーや、市内一斉清掃などの取り組みに、多くの市民の皆さんにご協力をいただいているところでございます。

また、ごみゼロGメンの皆さんや、自主的にごみ拾い等に取り組まれている意識の高い方や企業団体も多数あり、非常に感謝をいたしているところでございます。

しかしながら、その一方で、ポイ捨てをするマナーの悪い方もいることから、議員ご指摘のとおり、たばこの吸い殻が捨てられている現状もあると認識しております。

この問題は、対象者が不特定多数であることと、個人のモラルにかかわることから、広く啓発をしていく必要がありますので、たばこの吸い殻を始めとしたポイ捨ての多い場所を特定して、ステッカーや看板の掲示を行い、効果的な啓発を行ってまいりたいと考えています。

また、中央公園周辺や桂川沿い等のごみゼロ推進重点区域で、毎月実施していますごみゼロGメンパトロールの際や、市内で開催するイベントの機会を通じて、喫煙者に対し携帯灰皿を渡すことで、ポイ捨て防止を呼びかける取り組みも行ってまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、美しいまちづくりを実現するには、環境美化に対する意識をいかに高めていくかが大切でありますので、今後につきましても、環境美化に対する意識啓発を継続して行い、行政、市民、事業者が協働して、清潔で快適な生活環境を実現するよう努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 大変すばらしいアイデアも披露していただきまして、すばらしいなと思いましたが、歩く人には、どのぐらい歩いたかという、あれをあげていますね。何キロウォーキングしましたと。そういうようなのものがった取り組みをしていますから、私今聞いていまして、携帯灰皿を、ど

9月14日

うぞこれを使ってくださいとって、たばこを吸う人にはお配りをするのもいいのではないかなというように思っております。

たばこを捨てる、ポイ捨てるをする人が不特定多数でございますので、そういう吸う人にあげるといって、特定をされるというのが1点と、それからマナーが悪いのは、マナーが悪いと思います。しかしながら、私が見ていますと、たばこを吸ったらポイっと捨てる、たばこを吸ったらポイっと捨てるという、悪意ではなくて、習慣化になっておるように見られます。

ですから、わざとたばこを吸って、ポイっと悪意で捨てるという取り方でなくて、長年この人は今までたばこを吸ったから、特に田舎ですと、田んぼやら道路の端やら田んぼに捨てますから、仕事しているときなんかぼっと捨てるとかいったようなこともありますので、悪意ではなく、長い間の習慣でそうなっているというように理解をして、たばこの吸い殻はやめましようといったような啓発と同時に、そういう歩行計というんですか、のような携帯の吸い殻入れを渡したらいいかと、私も昨夜晩酌をしながら、どんなアイデアがあるかなとって考えていましたら、そういうような知恵も浮かんできたところでございます。

それから、啓発の意味でございますが、私がある時に一緒に考えついたのは、たばこの吸い殻のポイ捨てるをやめましようといった、ごみや空き缶を捨てるというのは、子どもも捨てる人もあろうし、たばこを吸っていない人も、一般の人も捨てることが多いが、たばこの吸い殻を捨てましようといったような、月間をつくったり標語をつくったり、焦点を絞った取り組みも効果的かなと思いました。「たばこの吸い殻のポイ捨てるをやめて、きれいなまちに」というような標語を考えつきました。

それからもう一つは、「あなたのその吸い殻は」。それから3つ目は、「あなたが捨てた吸い殻は、誰かが拾ってくれていますよ」といったような3つの標語をタベ考えつきましたので、いい知恵を出していただきまして、そういう啓発になって、たばこのポイ捨てるをするなどというんじゃなくて、習慣的なたばこのポイ捨てるをみんなで気を付けてやっていきたいと思いますというように啓発をしていただけるとありがたいなと思っております。

そういう皆さん方の総意の下に、活力がある、そして美しい豊後高田市になるよう、ともに努力する

ことをお約束をいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(安達 隆君) 一般質問を続けます。12番、河野徳久君の発言を許します。

12番、河野徳久君。

○12番(河野徳久君) 皆さんおはようございます。12番、豊翔会の河野徳久です。質問前に、8月30日に東北地方や北海道に上陸しました台風10号の豪雨で亡くなられました方々に哀悼の意を表します。また、被害に遭われました人々にお見舞いを申し上げます。

まず1点目に、地方創生についてであります。

7月13日と14日に、井ノ口社会文教委員長の下、研修を実施いたしました。

内容は、3カ所の内、2カ所で福祉のソフト事業についてでありました。一例を挙げますと、今マスコミで大変騒がれております引きこもりの人たちがどうして社会の中に引き出すかという事業でありました。

豊後高田市においても、研究し、実施していただきたい内容のある事業でした。研修の最後に質疑応答があり、説明者の方より、地方創生交付金は、事業ごとにヒアリング、審査を受けた後に交付されるため、申請に費やす労力は大変で、特に上乗せ交付金を申請しない。申請しても審査で落とされ、交付に至らない自治体もあったとお聞きいたしました。

本市は自主財源14パーセントほどです。10分の10の地方交付金は、豊後高田市をより活性化させる重要な資金となります。常日ごろから予算獲得に奔走している永松市政は、地方創生交付金に係る事業申請にどのように取り組み、国よりの交付を受けられましたか。また、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長(安達 隆君) 市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 私からは、地方創生交付金についてのご質問にお答えをいたします。

国は人口減少問題の克服と地域活性化に総力を挙げて取り組むことを目指しまして、平成26年12月にまち・ひと・しごと創生法を制定いたしました。これによりまして、全国の地方自治体は、平成27年度中に、地方版総合戦略の策定に努めることになり、本市では昨年の10月に議員各位のご協力をいただき、豊後高田市まち・ひと・しごと全力創生プランを作成してきたところでございます。

また、地方の取り組みを支援するため、国におき

まして、さまざまな交付金が創設されております。交付金の種類によっては、要件、審査とも非常に厳しく、事業採択は狭き門でございましたが、本交付金を最大限に活用し、本市の地方創生を実現するため、市を挙げて採択に向けた取り組みを進めてまいりました。

その結果、大変多くの事業が採択されましたが、これらの事業につきましては、外部有識者から成果が出ていると評価をいただいております。

また、他の施策の効果も相まって、人口の社会動態におきましても、平成26年度が83人、平成27年度は53人、平成28年度も8月末現在で62人の社会増を実現するなど、非常に大きな効果を上げることができたと思っております。

現在、国におきましては、ハード整備を対象とした新たな交付金が創設される見込みであるとお聞きしております。本市の地方創生の実現に向けては、未来への投資は必要不可欠であると考えておりますので、今後におきましても、これまでの流れを維持、加速させるためにも、市の英知を結集いたしまして、夢のある新たな施策に全力で挑戦してまいりたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長(安達 隆君) 企画情報課長、藤重深雪君。

○企画情報課長(藤重深雪君) 地方創生交付金の実績と今後の予定についてお答えをいたします。

これまで国において地方創生関連事業として創設された交付金は、事業実施期間が単年度で申請事業額の10分の10が交付されます地域消費喚起型生活支援型交付金と、地方創生先行型交付金、そして地方創生加速化交付金の3種類でございます。

これまでの交付実績といたしましては、地方消費喚起型生活支援型交付金が3事業、5,526万4,000円、地方創生先行型交付金が21事業、7,326万2,200円でございます。地方創生加速化交付金につきましては5事業、7,861万8,000円の交付決定を受けておりまして、現在、鋭意取り組みを行っているところでございます。

本年度におきましても、新たに内閣総理大臣の認定を受けた3年から5年間、計画期間とします地域再生計画に位置づけた事業に対しまして交付されます地方創生推進交付金が創設されております。

本交付金は、これまでと異なり、補助率は2分の1でございますが、地域再生計画期間の複数年にお

いて申請することが可能となっております。

本交付金につきましても、年度当初より検討を重ねてまいりまして、6月に2事業申請し、2,176万2,000円の交付決定を受けております。

これによりまして、地方創生交付金としてこれまで31事業、2億2,890万6,200円の採択を受けたこととなります。

また、地方創生推進交付金は、本年度、すでに2事業採択いただいておりますが、今後第2回の申請受付が行われますので、さらに追加申請すべく、現在作業を進めているところでございます。

これまでの地方創生交付金は、ソフト事業が中心でございましたが、今年度、国の第2次補正予算で、ハード整備の支援策として、予算額900億円、補助率2分の1の地方創生拠点整備交付金が新たに創設される見込みでございます。

本市のような過疎地域において、地域を活性化させるためには、ソフト事業のみならず、ハード整備も大変重要になってまいりますことから、本交付金の活用につきましても、積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長(安達 隆君) 12番、河野徳久君。

○12番(河野徳久君) 1点目の再質問をいたします。

答弁をお聞きし、豊後高田市がたくさんの事業を申請し、予算を獲得されたことがよくわかりました。大分県内の他市と比べて、人口や予算規模が異なるため、単純に数字での比較は無理だと思いますが、交付された金額や認められた事業について、申請にかかわった職員の皆様は、どのように感じ、どのような評価をしておりますか、お聞きいたします。

○議長(安達 隆君) 企画情報課長、藤重深雪君。

○企画情報課長(藤重深雪君) 再質問の県内市町村との比較についてお答えをいたします。

先駆的な取り組みなど、他自治体の参考となる事業として、国のヒアリング、審査など、審査を経て交付される交付金には、地方創生先行型上乗せ交付金タイプIと、地方創生加速化交付金、そして地方創生推進交付金がございます。

この合計額が県下18市町村の内、事業数、採択額ともに本市が最も多い状況でございました。県下平均で約4事業、採択額で申しますと7,300円に対しまして、本市は9事業、総額約1億2,000万円でございます。

財源を確保すること、それがひいては市民の皆様

になると思います、日々職員は頑張っておりますので、今回多くの事業が採択されましたことは、その思いが報われたものと大変うれしく思っております。

○議長（安達 隆君） 12番、河野徳久君。

○12番（河野徳久君） 大分県の中でもトップに値する事業件数を申請されたということで、大変ありがたく思います。市民の皆様ともども喜んでまいりたいと考えております。

実は、私も先日、他市の知人から、豊後高田市は大分県の補助事業や振興事業においても、他市を上回る予算を獲得していると耳にしました。大変うれしく思いましたが、その人から、ひやかされているのかなと思って、この件についてもお答えいただけるならお答えをいただきたいと思っております。

○議長（安達 隆君） 企画情報課長、藤重深雪君。

○企画情報課長（藤重深雪君） ご答弁申し上げます前に、先程私が県平均の採択額が7,300円と申し上げましたが、7,300万円でございます。訂正させていただきます。

再質問にお答えをいたします。議員ご案内のとおり、地方創生交付金を始め社会資本整備総合交付金など、国の交付金も多く申請しておりますが、大分県の地域活力づくり地域創生事業などの補助金につきましても、多く、本市が事業申請して採択できている状況でございます。

○議長（安達 隆君） 12番、河野徳久君。

○12番（河野徳久君） 2点目の再質問をいたします。

地方創生交付金について、これからも大いに研さんして取り組んでいただけるという答弁をいただきました。大変力強く感じております。

しかしながら、反面、一抹の不安もあります。行革により、職員数は減少している今日、事業申請や報告が増し、職員一人一人にかかる負担は多くなったものと推察いたします。職員の健康面やワークライフバランスが保たれているのか、気がかりに思います。

それから、職員間の連携をより図り、効率化させるよう対応を行っていますか、お尋ねをいたします。

○議長（安達 隆君） 企画情報課長、藤重深雪君。

○企画情報課長（藤重深雪君） 議員の再質問にお答えいたします。

実は議員のおっしゃるとおり、国のヒアリング対応や複雑な事業申請、実績報告等によりまして、必然的に業務量が増しまして、特定の課では残業がふ

えているのも事実でございます。

市長から、職員は市民の皆様のためにある、財源が乏しい本市では、国県の補助金の活用を、最大限活用するようにと、常々指示を受けております。

事業数はふやさず、国県の補助金も活用せずに、市単独費で事業実施するのであれば、実際職員も楽になります。しかしながら、地方創生という大きな流れを追い風といたしまして、現在、市長を中心に職員一丸となって市の発展のために気概と矜持を持って、日々業務に取り組んでいるところでございます。

その前提としまして、まず職員が心身ともに健康であることも大変重要と思っております。職員の健康管理につきましては、総務課からノー残業デーの完全徹底、夏季特別休暇の完全取得、健康診断の受診徹底など、組織を上げた取り組みの指示、啓発がなされていると思っております。

今後におきましても、これまで以上に、ワークライフバランスを大切に、健康に留意するとともに、政策の議論を重ねることによりまして、職員間のコミュニケーションを図りまして、職務に邁進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私も一言。地方創生ということで、国がこういうふうにたくさんの予算をくれる時期というのは、そんなに長くないと思います。

そういう面で、国のほうがこういうふうにお金をくれるという時に、できるものはもらってしてよ。そこには大変苦勞をかけると思いますけれども、今後これはずっと続くわけではありませぬので、ちょっと職員の健康を考えながらもありますけれども、やはり市民のために、この時期を失しないように、できるだけたくさんの国の予算を取って市民のために尽くすと。これは我々市の職員の責務であると思っておりますし、健康は十分に留意しながら、この何年間、そう対して長くないと思います。頑張ってやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 12番、河野徳久君。

○12番（河野徳久君） 課長、市長から力強い答弁をいただきました。

私は、冒頭述べましたように、市の財源、自主財源というより、税金は20億ちょっとです。市の予算の150億の14パーセントほどの財源であります。やはり少しは恥ずかしいか。そんなにもらいにいかんで

いいのに、隣の市は思っているかもしれないし、しかしながら、いただいてかえったお金は、市で活用するわけですから、やはり市民のためになるものです。

どうか健康には充分気を付けながら、市民のためにより多くの予算をとるべく研さんをしていただきたいと思っております。

それでは、2番目に、小中学校のエアコン使用についてです。

本年、小中学校の普通教室に、県下では2番目にエアコンが設置されました。全国的な猛暑の中で、児童生徒が快適に勉強することができる空間をつくることのできたのではと推察いたしております。

そこで、設置後の使用状況についてお聞きします。

2点目は、冬場の暖房使用マニュアルについてです。今日まで灯油による暖房が多かったと思います。過去には、保護者にも少なからず灯油購入の負担をお願いしていたようですが、近年、全額市負担とのことでした。

暖房は、エアコンより灯油を使ったストーブのほうが効率がよいとのことですが、安心安全の面では、エアコンのほうがはるかにすぐれていると思います。

暖房使用のマニュアルを作成するに当たり、どのように考えているのかをお聞きいたします。

○議長（安達 隆君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 小中学校のエアコン使用に関する質問にお答えをいたします。

小中学校のエアコンにつきましては、国の学校施設環境改善交付金を活用いたしまして、予定どおり6月末日までに県内では日田市に続きまして、市内全校の普通教室等に完備されたところであります。

教育委員会といたしましては、夏季における快適な学習環境を確保し、エアコンを適切に使用する観点から、7月1日の供用開始に先駆けまして、9月末日までの使用を基本といたしまして、夏季版空調設備運用マニュアルを策定し、校長会等を通じて、周知徹底を図ってきたところであります。

供用開始以降、初期トラブルもなく、特にことしの夏は異例の猛暑日が続きましたけれども、快適な環境の下で学習ができましたこと、児童生徒を始め保護者の皆様からも感謝の声をいただいております。

使用実績につきましては、7月21日から夏季休業に入りましたが、その夏季休業中の期間中も、学びの21世紀塾、学力向上ステップアップ講座、そ

してサマースクールなどの際にも適切に活用させてもらったところであります。

また、供用開始前ではありましたが、気温が上昇した日につきましては、施工業者のご協力もあり、学校の要請に対応いたしまして、完成検査が終了した学校から順次、試運転の延長といった弾力的な使用も行ったところでございます。

次に、冬場の各教室における暖房の取り扱いについてでございますけれども、これまでは主にストーブを活用しておりましたが、児童生徒数が多い学校では、スペースの確保が困難なため、設置できないケースも多々ありました。

議員ご指摘のように、市内全校におきまして、冬季における児童生徒の安全安心な学習環境の確保とともに、エアコンの効率性を最大限に活かす観点からも適切かつ有効に活用していくことが必要であると考えておるところでございます。

このようなことから、現在、冬季版運用マニュアルを作成中でありまして、策定後につきましては、速やかに校長会等を通じまして、周知徹底を図り、エアコンの適切な運用に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 12番、河野徳久君。

○12番（河野徳久君） それでは、再質問をいたします。

7月より供用開始ができ、近年にない猛暑日が続いた折に、快適な環境を提供できたことを、大変うれしく思っております。事業に関係されました関係者の皆さんに心から厚くお礼を申し上げ、②の質問をいたします。

冬場に児童生徒の少ない学校では、ストーブを使用していて、児童生徒の多い学校では使用できていないということを今知ることができました。エアコンが設置され、児童生徒の多い学校でも、スペース確保の問題が解決されたものと思います。エアコンの効率性を最大限に活かし、安心安全面から、ストーブによる暖房を打ち切り、エアコンを使用した暖房のマニュアルづくりを行ってはどうかと考えます。

市内全ての学校で、分け隔てなく快適な教室の下で勉学に励んでいただきたいと思っております。どのように考えていますか、お聞きをいたします。

○議長（安達 隆君） 教育庁総務課長、安藤隆治君。

○教育庁総務課長兼地域総務一課長（安藤隆治君）

9月14日

それでは、河野議員の再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、各学校それぞれ児童生徒の安全安心な学習環境を確保するという意味では、教育委員会といたしましては、今回整備いたしましたエアコンを有効に活用してまいりたいというふうに思っています。

そのために、先程教育長が申しあげましたとおり、マニュアルに沿ったような冬季版のマニュアルを作成中でございます。

なお、児童生徒につきましては、体温の調整しやすい重ね着といったウォームビズの推進などの省エネの啓発にも努めてまいりたいというふうに思っています。

ただし、教室以外の体育館であるとか、そういったところの行事の際につきましても、これまでも教室のストーブ等を兼用して使っておりましたので、そういった部分については、安全性に充分注意しながら、適切に活用させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 12番、河野徳久君。

○12番（河野徳久君） 教育問題の質問はこれで終わり、3番目に固定資産税の評価についてです。

最近、一市民から数件、固定資産税の土地評価額と公示価格を比較して、固定資産税評価額が高く感じる。廃屋になる前に家を取り壊したら、土地にかかる固定資産税が倍以上になった。解体せずにおけばよかったとの意見を聞きましたので、お尋ねをいたします。

まず1点目は、固定資産税の評価は、地方税法で3年ごとに評価替えされていますが、次の評価替え年度はいつになりますか、お聞きをいたします。

2点目のアについてであります。

固定資産税の土地の評価基準日と評価方法についてお聞きいたします。

イについて、評価替えは3年ごとに1回、基準年度に行われていますが、地価は近年、一部の土地を除いて毎年のように下落していますが、地価が下落しても、評価額は3年間変更しないのか、お尋ねをいたします。

3点目は、住宅用地の課税標準の特例はどのような制度か、お尋ねをいたします。

○議長（安達 隆君） 税務課長、近藤幸一君。

○税務課長（近藤幸一君） 固定資産税の評価のご質問についてお答えします。

議員もご承知のように、評価替えにつきましては3年ごとに実施しているところでございます。前回は平成27年度に実施しておりますので、ご質問の今回の評価替えにつきましては、平成30年度に実施することになります。現在、その準備作業を行っているところでございます。

次に、固定資産税の土地の評価方法の内、土地の評価基準日は評価替えが行われる前年の1月1日が基準日となっておりますので、今回の評価替えに伴う評価基準日は平成29年1月1日でございます。

また、宅地の評価方法につきましては、地価公示価格と県の地価調査価格及び鑑定評価を参考に、標準宅地を選定して評価額を決定しているところでございます。

次のご質問の地価に変動が生じている場合の評価につきましては、価格据え置き制度の原則から、基本といたしましては、評価替えの年度に価格の見直しを行っております。

その際、地価に下落があり、価格を据え置くことが適切でない場合は、毎年7月1日時点の県が実施する地価調査の下落状況等を参考として価格修正を行っているところでございます。

最後のご質問の住宅用地の課税標準の特例についてでございますが、課税標準額を住宅用地200平方メートルまでは評価額の6分の1の額とし、200平方メートルを超える部分は、評価額の3分の1の額とする特例措置を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 12番、河野徳久君。

○12番（河野徳久君） 2点目について再質問をします。

評価替えは3年に一度行われていますが、評価替えでない年に地価が下落して、評価額を据え置くことが適切でない場合は、7月1日時点の大分県の実施する地価調査の下落状況を参考にして価格修正しているとのことですが、私が推察すれば、最近では地価の下落が毎年のように生じて、評価額の減額が追いついていないのではと思います。事務的に大変な作業と思いますが、地価下落が適正に反映されるようよろしく願いいたします。

答弁は別になくていいですけど、私の考えていることが、ちょっと要らんことです。座ります。

○議長（安達 隆君） 税務課長、近藤幸一君。

○税務課長（近藤幸一君） 議員ご質問の実勢価格との違い、充分承知しておりますが、固定資産とし

ましては、さきに答弁したとおり、県の調査価格の下落状況を参考に、市の評価額を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 12番、河野徳久君。

○12番（河野徳久君） 3点目について再質問をいたします。

わかりやすく330平方メートル、100坪の土地で、1平方メートル3,000円で、100平方メートルの住宅がある場合とない場合の課税標準額と税額についてをお聞きします。

また、家屋を解体した後に、果樹や野菜を植えれば、現況課税の適用を受けられると思いますが、この点についてもお聞きをいたします。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長、近藤幸一君。

○税務課長（近藤幸一君） 家屋が建築されている場合とされていない場合のご質問についてお答えします。

1平米当たりの評価額を3,000円とした場合ですが、家屋がある場合は前にご答弁したとおり、住宅用地に関する課税標準額の特例を適用しまして100平方メートルとしましたら、課税標準額が7万6,000円となります。税額は1,000円であります。

一方、家屋がない場合は、特例措置が適用されませんので、課税標準額が30万円となります。税額が2,940円となります。

次に、ご質問の課税標準額現況課税についてお答えします。

家屋を取り壊した場合は、滅失届を提出していただき、現地調査を行います。現況を確認した上で、評価地目を認定しております。その際、畑等の農地となる場合には、登記地目の変更をお願いしているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（安達 隆君） 12番、河野徳久君。

○12番（河野徳久君） 今、全国的に廃屋等で問題になっておりますが、私も豊後高田市は、今質問しました、解体したら税金が高くなるという矛盾点を追及しておる人もおるわけですけど、この金額の程度の差額だったら、やはり解体費用が多いから、高

くかかるから解体ができないんだというふうには私には受けとめております。

今後とも適正な課税がされますことをお願いして、質問を終わります。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午後の会議は13時に再開をいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長、近藤幸一君。

○税務課長（近藤幸一君） 先ほど河野徳久議員にご答弁した中で、数字の間違いがありましたので訂正をさせていただきます。

家屋が建築されている場合とされていない場合の課税標準額、税額についての訂正であります。

家屋がある場合は、住宅用に対する課税標準の特例に適用しまして、課税標準額を7万6,000円と言いましたが、5万円に訂正をお願いします。税額は1,000円とご答弁しましたが、700円であります。

次に、家屋がない場合の課税標準額を30万とご答弁しましたが、21万の間違いであります。税額の2,900円は、そのとおりであります。

以上であります。失礼しました。（○12番（河野徳久君）議長、議事進行。）

○議長（安達 隆君） 12番、河野徳久君。

○12番（河野徳久君） ただいま税務課長から数字の訂正がありました。この件につきましては、私が聞き取り時に100坪ということで聞き取りを終えておりました。どうも私が100平方メートルと誤って質問してしまったようであります。大変ご迷惑かけました。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。

8番、近藤紀男君。

○8番（近藤紀男君） 議席番号8番、新政会の近藤紀男でございます。

まずは冒頭、さきの台風による豪雨災害で亡くなられました方々に哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に基づき一般質問を行います。

まず始めに、伊方原発の再稼働についてであります。

政府と四国電力は多くの県民、市民の声に耳をかさず8月12日、伊方原発の再稼働に踏み切り、すで

9月14日

に9月7日には営業運転に入っています。伊方原発は、大分県と海を挟んで目と鼻の先であります。さへぎるものは何もありません。隣の国東市からは、晴れた日に伊方原発がはっきり見える距離に位置しています。福島原発事故を教訓に私たちは原発の恐ろしさ、そして原発に安全など絶対にあり得ないことを骨身にしみて思い知らされました。私は、平成24年と25年のいずれも12月議会で伊方原発の再稼働の是非や原子力災害について質問を重ねてまいりました。伊方原発がフル稼働となった今、本当に残念でなりません、いま一度原発の再稼働について質問をいたします。

9月8日の新聞報道によりますと、九州電力は鹿児島県の三反園知事から再要請を受けていた川内原発の一時停止の再要請に応じない方針であることが報じられておりました。県知事の要請を二度まで断るとは、電力会社や国は国民、県民の暮らしや命をどう考えているのでしょうか。

また4月には伊方原発のそばを通る国内最大級の活断層の延長線上の熊本と、そして大分でも大きな地震に見舞われ、各地に甚大な被害を及ぼしています。そして、昨日も夕方発生しておりましたが、今なお熊本では地震がたびたび発生しています。多くの専門家からは、原発に近いこの断層帯で大地震が起きる可能性も指摘される中、避難計画の実行性などさまざまに不安が広がっております。

現在、こうしたことを背景として、松山、大分、広島の各地裁で原発の運転差し止めを求める仮処分が申請され裁判が行われております。一日も早い国民サイドに立った賢明なる司法判断を切に願うところでございます。

しかしながら、冒頭述べましたように、伊方原発は今フル稼働となっております。私たちは原発が停止されるまで原発事故は将来起こり得るものとして捉えなければなりませんし、原子力災害に対する備えが求められていると考えます。

そこで質問であります。伊方原発がフル稼働となった今、多くの市民がさまざまに不安を抱えているものと思います。市長の見解をお尋ねします。

また、本市の原子力災害対策では、総括的な方針及び実施基準が示されておりますが、いざというとき市民はどこにどのようにして避難すればいいのか、市民の具体的な避難計画はどのように考えているのかお答えいただきたいと思っております。

最後の質問であります。

大分県原子力災害対策には、伊方原発での事故の際、その時の状況に応じて伊方地域や瀬戸地域から避難者456人を本市が受け入れるようになっております。また、8月10日の新聞報道では、愛媛県の中村知事は避難計画の充実に向け、9月4日と10月から11月にかけて避難訓練を実施するとしております。訓練では、大分県とも連携し伊方町から船で九州側に渡った後の避難者の移動も実施する予定となっております。訓練や避難者の受け入れについて、県からどのような要請がなされているのかお答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私からは、伊方原発の再稼働についてのご質問にお答えいたします。

新聞報道でもございましたように、伊方原発につきましては8月12日に再稼働し原子力規制委員会による最終的な検査を受けまして9月7日から通常運転となっております。私個人といたしましては、原発はないにこしたことはないと思っております。地元の同意も得た上でかつ国のエネルギー政策の中での再稼働でありやむを得ないと思っております。

しかしながら、絶対安全とは言い切れませんしやはり心配でございますので、今後も大分県や近隣市町村と連携をして市民の安全確保に努めてまいりたいと、そう思っているところでございます。

その他の質問につきましては担当課長に答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 原子力災害対策等における市民への具体的な避難計画についてお答えをいたします。

伊方原発につきましては、本市から直線距離で約80キロ離れており、国が示す原子力災害対策重点地域の30キロ圏内には該当しておりませんが、風向きによってはプルームと呼ばれる放射性物質を含んだ空気の飛散が通過する際に一時的に放射線量が上がることが想定されております。その際には大分県から指示がございますので、市民の皆様には直ちに告知端末等で情報提供を行ってまいりたいと思っております。そしてその対応としましては、屋内退避、ご自身の家や建物の中に避難するという対応でございます。

次に、愛媛県からの避難者の受け入れ及び避難訓練についてお答えをいたします。

大分県が策定しております原子力災害対策実施要

領では、万が一原子力事故が発生した場合には、伊方発電所以西の住民の内、放射性物資の漏えい等により陸路避難ができなくなった住民の6割が大分県に避難することが想定をされているところでありま

す。
大分県内の受け入れ地域につきましては、全市町村が対象となっておりますが、事故が発生した際の県内大分県内の状況などを考慮いたしまして、受け入れる地域を4つのケースに分けられており、県北地域で受け入れるケースでは、本市は伊方及び瀬戸地域の8自治区の456人を受け入れる計画となっております。

次に、愛媛県が実施します避難訓練についてお答えをいたします。

9月4日に愛媛県で行われました避難訓練につきましては、大分県への避難が困難で愛媛県内に海路で避難する想定となったので、今回大分県からの参加はございませんでした。

また10月から11月に予定されております愛媛県と大分県が連携した避難訓練につきましては、現在のところ県からの要請は受けておりません。正式に要請があれば対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 8番、近藤紀男君。

○8番（近藤紀男君） それでは、再質問を行います。

①の市長の見解については、再質問はありません。

一言申し上げますと、市長には私のこれまでと同様な質問に対しまして、たびたびご答弁いただき恐縮をいたしております。ただいま市長も触れられておりましたように、原発はないにこしたことはありません。そして絶対に安全ということもありません。そして熊本では、先ほど来出ておりますように、今なおたびたび地震が発生しておりますし、伊方原発や川内原発は本当に大丈夫なんだろうかと、多くの県民がそのように不安に思っていると思います。

それでは②の再質問であります。

ただいま課長のご答弁では、伊方原発での事故発生時、放射性物質の飛来が予測される場合、県から避難等の指示があるとのことでありました。原発事故に限らず災害はいつ何時起きるかもわかりません。例えば、深夜、早朝など、重大な災害が予測される場合、関係機関からの緊急時の連絡体制はどのようになっているのかお答えいただきたいと思

います。

を受けやすいと言われております。文部科学省は、平成25年から26年にかけて、小学生のための放射線副読本、放射線について学ぼうという本を発行しております。各学校にも配布されているものと思っております。また同様の中高生のものも発行されております。伊方原発がフル稼働となった今、子どもたちに放射線に対する一定程度の知識が必要であろうと考えます。本市ではこの副読本の取り扱いについてはどのようにされているのか、お答えください。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 近藤議員の再質問、勤務時間外の伊方原発の事故等があった場合の県と市の連絡体制についてということでご質問いただきました。お答えをいたします。

まず、本市が伊方原発の事故で体制を取ることとなります緊急事態がございます。これは県のほうで分けられておりまして、警戒事態、それから施設敷地緊急事態、そして全面緊急事態という3つの緊急事態があります。この警戒事態につきましては、愛媛県で震度6弱以上の地震、それから津波警報が発令された場合という事態でございまして、原発の外部要因によるものでございます。当然その震度6弱の地震が起きるということは、本市にとっても同様の震度があるということでございますので、この場合は原発からの連絡が来る前にすでに地震のほうで我々、もしくは津波等の部分で我々が体制を取れているのではないかなというふうに考えております。

そして施設敷地緊急事態、それから全面緊急事態、これにつきましては原発のそのものの問題でございますが、原子力災害対策特別措置法に基づきまして冷却材の漏えい、それから原子炉を停止する、全ての機能が停止する、そういった原子力発電所そのものに起因する事態でございまして、かつ大分県に放射性物質が拡散する恐れがあるという事態でございます。これらの事態が発生した場合には、県の防災情報システムによりまして、大分県から関係機関に一斉に送信されるファックス、それからメールが市にも、それから消防本部にも入るようになっております。

そして休日、夜間につきましては、我々総務課の担当職員、防災の担当職員の携帯メールにも連絡が入るようになっております。

それと、県との間でまた携帯電話、それぞれ個人

9月14日

の携帯電話で連絡が取れるように電話番号の交換もしておるところであります。

合わせまして、市役所に電話がかかってきた場合には、当直員がおりますので電話を受けまして総務課職員に連絡を入れるという体制になっております。その後、速やかに登庁してその事態の度合いに応じた体制を取って、先ほどありましたような市民の方への連絡といったものを考えていくという状況になるろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、近藤議員の再質問にお答えいたします。

放射線副読本につきましては、各学校において放射線等の基礎的な性質、また正しい情報を理解させ、多様な情報の中から適切に判断する力を養うための学習教材の一つとして、発達段階に応じて活用するよう指導しているところであります。

以上です。

○議長（安達 隆君） 8番、近藤紀男君。

○8番（近藤紀男君） 最後の質問であります、③の質問とともに答弁は求めません。私の意見として述べてまいります。

川内原発に続き伊方原発が再稼働されている今、懸念されますことは原発事故が起きた際地域住民を安全に避難させる避難計画の実行性であります。原子力規制委員会は、福島原発事故を踏まえて原発から30キロ圏内の自治体に福島原発事故と同様な事故が起きた場合を想定して、地域住民の具体的な避難計画となります原子力災害地域防災計画の策定を義務づけております。しかしながら、この避難計画の実行性の有無について、原子力規制委員会の審査や規制などの仕組みは何もございません。

現在、国内で原発から30キロ圏内に位置する市町村の数は130とされております。そしてその約4分の1に当たる38の市町村が原子力防災計画をコンサルタント会社に委託して作成しております。伊方原発の周辺市町村におきましても、自前で作成するところとコンサルタント会社へ委託するところがほぼ同数となっております。地域住民の被曝を防ぎ安全に避難させるための避難計画が国から地方に丸投げ状態でありまして、当該自治体は担当職員も少なく原子力の専門家もいないためにこうした事態になっているとされております。

避難計画は地域の実情に応じたより具体的な計画が求められるだけに、業者任せで本当に地域住民の安全確保につながるのか、疑問の声が上がっています。こうした状況を見ますと、避難計画に対する国の対応、そして原発再稼働もしかりであります、何か原発事故は絶対に起こらない、あり得ないことを前提として進められているように思えてなりませんし、地域住民の暮らしや命が余りにも軽視されていると思っています。

本市は、伊方原発から80キロであります。先ほど課長のご答弁にありましたように、事故が発生した場合、30キロ圏外でも風向きによっては直ちに逃げなければならない場合や、放射性物質の移動を判断しながら臨機応変な対応も必要となってくるものと考えます。大分県からの指示はもちろん大事であります、緊急時における独自の情報収集など情報管理の徹底とともに、原子力災害対策の充実に向け引き続きのご尽力をお願いして、この質問を終わります。

次に、全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）についてであります。

ことしで10年目となります小学校6年と中学3年の全員を対象とした全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）が本年も4月に実施されております。

全国学力テストの目的は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握し、分析を行い、教育施策及び教育指導の改善に役立てるものとされております。

しかしながら、近年、都道府県別や市町村別、そして各学校別までもの学力テストの結果公表が解禁されたことから、地域や学校間競争が激しくなっております。そして、学力テストの平均点を上げるため、過去の問題を繰り返し練習させる事前練習が各地に広がり、休み時間や放課後も取り組ませるなどの事例が全国で、そしてこの大分でも報告されております。本年4月20日、当時の馳文部科学大臣は定例記者会見で次のように述べております。「全国学力調査の前になると、過去の問題集をやっている学校があると聞きます。それも4月だけでなく、2月、3月からやらせている地域もあると聞いています。とんでもないことです。」と怒りをあらわにしています。そして「教職員には、日常の、つまり自分たちが選んだ教科書に基づいて授業時間によりよい授業をやらせることに粉骨砕身してほしい、どこに負けるのかな、本当に私は情けないと思います」と述べています。さらに、翌日の会見でも、「過去問題

の練習を授業時間にやっていたならば本末転倒、全国各地であるとしたら大問題で、本質を揺るがす」とも述べています。この馳前文部科学大臣の発言を受け、4月28日、文部科学省初等中等教育局長は「全国学力・学習状況調査に係る適切な取組の推進について」という通知を各都道府県の教育委員会教育長に発してあります。ご承知のこととは存じますが、この通知書には次のことが記載されています。

調査実施前に授業時間を使って集中的に過去の調査問題等を練習させ、本来実施すべき学習が十分に実施できないなどといった状況が生じている。仮に数値・データの上昇のみを目的にしていると取られかねないような行き過ぎた取り扱いがあれば、本調査の趣旨、目的を損なうものである。そして今一度原点に立ち戻っての実施を求めるものであります。

そこで質問であります。この通知に対する教育長の見解及びこの通知に対する本市での対応はどのようにされたのか。また、これまで全国学力テストの指導や取り扱いはどのようにされてきたのか、本市における過去問題等の練習等の実態はあったのかどうかお尋ねをしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 近藤議員の全国学力及び学習状況調査についてお答えいたします。

平成19年度から実施しております全国学力及び学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持、そして学力向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証、その改善を図るとともに学校教育における児童生徒への指導の充実、さらには学習状況の改善等に資することを目的としておと考えております。

特に、ご質問の平成28年4月28日付の文部科学省からの全国学力及び学習状況調査に係る適切な取り組み推進についての通知につきましては、校長会や教頭会におきまして、本調査の目的や趣旨について改めて共通理解を深めますとともに、本来の趣旨、目的を損なわないよう周知徹底を図ったところでございます。日常の教育活動によってどのように学力や学習状況が向上、定着、そして改善されたのかを確認し、教職員がこれまでに指導のあり方を分析し、指導の充実や改善に役立てることとしておるわけであります。

また児童生徒にとりましても、自己の学力や学習

状況を確認し、授業の受け方、家庭学習の取り組みの改善などを図ることにもなるわけであります。

次に、全国学力調査への指導や取り扱いについてでありますけれども、教育委員会といたしましては、文部科学省から示されております内容に基づきまして適切に実施するよう指導しているところであります。

特に、すでに実施されました過去の問題は、公の資料集の中に掲載されておりますけれども、それを2月、3月に集中的にすることのないように、あくまでも年間の教育課程の中で、また長期の休業中などに補充学習の教材として活用し指導の改善や定着に向けて取り組んでおるところでもありますし、今後とも教育委員会といたしましては、そのように指導してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 8番、近藤紀男君。

○8番（近藤紀男君） 再質問であります。①、②とも答弁は求めません。

ご答弁では文科省の指針に沿って適切に指導や対策を行っているとのことでありました。

そこで、現状の学力テストの対応について、2点ほど意見、要望として述べたいと思います。

全国学力テストは、ご承知のように、これまでも公表のあり方や成績の扱いをめぐる毎年のように混乱を招いております。また全国学力テストは1960年代にも実施されておりましたが、学校や地域間の競争と序列化が過熱して廃止した経緯がございます。その時は学校ごとの順位が流出し、順位の高い学校への入学がふえたり、学力テスト直前に授業の中でテスト対策の特訓をする学校が相次ぎ、さらにテストの点が取れないと判断された子供を休ませるという事態まで起きております。自治体の平均点を決めるのは、各学校の成績次第でありますし、学校へ与えるプレッシャーは大変大きいものがあると思っております。成績はいいにこしたことはありませんが、しかしながらそれぞれの学校自体置かれている状況が全く異なる中で、平均点だけを公表することがどんな意味を持つのか、どのような効果が期待できるのかよくわかりません。

また、全国学力テストの目的が、地域住民や保護者に充分理解されているとは思いませんし、成績がいい学校は上位の学校、点数が低い学校はレベルが低い学校、そしてまた学校が悪いという見方もされ

9月14日

るかもしれません。県下で現在学校のホームページで学力テストの結果を公表するよう指導している市教委、自治体は本市を含め4つないし5つの自治体であります。あとは公表の強制はしないと、校長や学校の判断に委ねているところがほとんどで、各自治体における学校別の結果公表にはこのように賛否がわかれておりますし、慎重姿勢を示している様子も伺えます。大事なことは、学校別結果公表によって児童生徒にどのような影響や効果や成果をもたらしているかであろうと考えます。今後、このことをしっかり検証していただきますよう要望いたします。

そして今一つは、今の教育、学習についていけない児童生徒の対応であります。本市におきましても、児童生徒の6人に1人が貧困家庭にあるとされております。また現在の社会情勢の中でさまざまな事情を抱えている児童生徒も少なからずいるものと思っておりますし、それぞれの学校におきましてもさまざまであろうと思っております。こうした児童生徒が成績が低いということではございません。どこの学校にも成績が下位であったり中位であったり、こういった児童がいると思っております。こうした児童に対して学力テストの調査結果をどう活かしていくのか、どう手を差しのべて成績の向上を図っていくのかが喫緊の、そして共通の課題であろうと考えます。学力テストは全員対象で、平均点のみの公表でありますので、学校全体で努力して平均点を上げていくのは本当に大変なことだと、私もそう思います。近年の風潮として学力や点数のみが重要視されているように感じておりますし、現状の教育になかなかついていけないような児童生徒に対して格段のご配慮を要望しまして、この質問を終わります。

それでは、最後の質問であります。高温による農作物への影響についてであります。

県下は、7月18日の梅雨明けから連日30度を超える猛暑日が約1カ月以上続きほとんど雨が降りませんでした。8月28日台風の影響でようやくまとまった雨が降り、胸をなでおろした方も多いのではないかと思います。しかしながら、約1カ月以上も夕立もない猛暑が続く中農作物への影響が懸念されます。私8月中旬、干拓地や呉崎一体のネギ畑を見て回りました。そのほとんどの畑で畑一面ネギの葉が白くしおれ立ち枯れ状態となっております。農家の方にお話を伺いましたが、こんなことは初めてでこれはもうネギが腐って死んでいる状態と言っておりました。また、そんな中にもかろうじて少しだけ青み

を保ってるものもあるが、それが今後持ち直したとしても収穫量は激減し収穫時期もかなりおくれること、そして本格的な出荷は2月ごろになりそうだと肩を落としておりました。

また稲作では、8月末のテレビや新聞報道で報じられておりましたけれども、ようやく雨が降り現時点病害虫の発生も見られず平年並みであることが報じられておりました。しかしながら収穫期に入るのは約1カ月先になりますし、稲は成長期に高温が続くと白っぽい米、白未熟粒という発生が多くなると言われております。

そこで質問でございます。他の品目を含め、こうした農作物の高温障害・被害について現時点の状況はどのようになっているのか、また自然相手のことではなかなか難しいことかもしれませんが、その指導や対策はどのようにされてきたのかお答えいただきたいと思っております。

1回目の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、吉止勝幸君。

○農業ブランド推進課長（吉止勝幸君） それでは、近藤議員の高温による農作物の影響に関するご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、梅雨明け以降、8月25日まで市内ではほとんど雨が降らず、この間白ネギについては特に冠水設備のない圃場や乾燥しやすい圃場で葉枯れ及び生育不良が収穫前のものから定植後のものまで幅広く発生しました。その後、8月26日になって観測所のデータで47ミリの久しぶりにまとまった降水量が記録されてから、これまでの雨で今後回復も見込まれますが、被害の見られた圃場における収量の減少や生育遅延などによる出荷の遅れが予想されているところです。

水稻については、ため池などほとんどの水源で水位は低下していたものの、深刻な状況までには至っておりません。8月26日以降の降雨により貯水量も回復したことから、今のところ大きな被害は想定しておりません。

秋そばにつきましては、播種時期が高温、干ばつ時期と重なり、お盆前後に播種した圃場において発芽不良が見られたことから、8月26日の降雨後急遽再播種を行い、現在生育も順調に推移しているところでございます。

その他の作物においては、カボスなどの果実被害の遅延、落花生にも一部では葉枯れによる減収を予

想しております。

2点目のご質問でございますが、農作物の被害に対する指導や対応策については、大分県北部振興局とも連携し、品目ごとの技術的な対応策や病害虫の防除に関する情報をチラシやケーブルテレビを活用し周知徹底を図ってきたところです。

なお、市では白ネギの生産安定対策として、平成19年度から26年度までの間に合計36カ所のボーリング施設整備に対する支援を行っており、今回の干ばつにおいてその機能を大いに発揮したと伺っております。

農業は気象変動による影響を最も受けやすい産業でありますので、今後とも気象による農作物への影響等を注視しながら、技術的な情報提供や現地指導、さらには気象災害を回避するための施設整備などを進めることにより、引き続き災害に強い産地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 8番、近藤紀男君。

○8番（近藤紀男君） 深刻な状況にはなっていないということで一安心したところでございます。聞き取り時にも詳しくご説明いただきましたし、今の答弁もそう受けとめております。

再質問はありません。これで私の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。

1番、安達かずみ君の発言を許します。1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） こんにちは。1番の公明党の安達かずみです。よろしく願いいたします。通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、本市役所におけるワンストップサービスについてお尋ねします。

「複数の部署、庁舎、期間にまたがっていた行政手続を一度にまとめて行えるような環境をワンストップ行政サービスといいます」というのは、インターネットで調べました。

本庁でもこのサービスはかなり進んでいると思います。実際、市民課に担当課の職員が来てくれて終わらせることができたというお声も聞いています。

そこで、現在努力されているこのワンストップサービスに対する事柄、対応、そういうことについて教えていただきたいのでよろしく願います。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） ワンストップサービスにつ

いてのご質問にお答えいたします。

このことにつきましては、私ども新庁舎建設に当たって市民の皆さんが利用しやすい市役所にしようということの中で一番工夫をしたことであります。自慢の一つでもございます。

まず、新庁舎では、市民の皆さんに身近な市民課、税務課、年金、保険、福祉といった窓口部門に加えまして、上下水道、公営住宅、ケーブルテレビに関する窓口も1階に集中配置をいたしました。そして、導線を短くするために待合ホールを真ん中にして両側に窓口を配置して利便性も高めました。また、各種申請手続や証明の発行がワンフロアでできるようにもいたしました。そして通常市民課で発行する住民票や印鑑証明と、通常税務課で発行する所得証明や納税証明、評価証明などは市民課または税務課どちらか一つの窓口で発行できるようにしております。これが私どものいうワンストップサービスでございます。新庁舎が供用されて8カ月が経過する中、窓口のみに関しまして、来訪者の皆さんに概ねご満足をいただいているものと認識しております。引き続き市民の皆さんにとって利便性の高い窓口サービスに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 再質問をさせていただきます。

特に1階の社会福祉課が一番奥にあります。そこに用事のある方の中には体の不自由な方が多いので、そのことに対しての何か対策は考えていただけないでしょうか。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 安達議員の再質問にお答えをいたします。

新庁舎1階の課の配置につきましては、利用する機会の多い市民課などを玄関から見て手前に配置いたしました。そしてプライバシーにかかわる相談の多い社会福祉課につきましては、相談室の設置もございましてその隣接した奥手にしたところでございます。歩行による移動が困難な方への対応としまして、またはお体の調子の悪い方も一緒なんですけれども、対応といたしましては、玄関に配置しております車椅子の利用をまずお勧めするとともに、入り口から一番近い総合案内としての機能を持たせております市民課の窓口までお越しをいただいて、そこで全て対応させていただいているところであります。

これは先ほど議員もおっしゃっていただきましたけれども、そういう形で対応させていただいております。

また、新庁舎に初めて来庁された方は課の位置がわからない場合もございますし、担当がどの課なのかわからない方もいらっしゃいます。そのようなことから、総合案内であります市民課では、課長みずから窓口、あるいはカウンターの外に出てお客様の対応をしておりますし、そのほか1階の職員を中心とした全職員で案内が必要そうな市民の方に「どちらにご用ですか」、また「どのようなご用件ですか」と声掛けをするように鋭意努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 再々質問をします。

社会福祉課に用事のある方でも市民課で対応してくださるということですが、それがたまたま市民課に声をかけた人のみが受ける恩恵ではなく、庁舎に入って来られた年配者や障がいのある方が全てそのことを知っていて市民課へ行くという仕組みは今はまだないと思います。その周知をどのようにしてくださるか教えてください。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 安達議員の再々質問にお答えをいたします。

窓口部門につきましては、私ども市民の方にお待たせをしないことをテーマにしてそれぞれ誇りを持ってサービスの向上に努めさせていただいております。そのために案内板を玄関付近にわかりやすく表示するとともに、先ほども言いましたけれども職員の声掛けにより最寄りの窓口に誘導させていただいておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） それでは、2項目めの質問に入ります。

大分県被災動物救護対策指針が策定されたと言いました。当然市町村にも何らかの対策、ルール化が義務づけられると思うのですが、現在の状況を教えてください。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） 被災動物救護対策についてのご質問にお答えいたします。

近年、犬や猫などを家族の一員として飼育する方が増加する中、災害発生時にペットと同行して避難した際の避難所での円滑な受け入れにつきましては、さまざまな課題があると認識しているところでございます。

犬や猫などを飼育している方にとりましては、大規模災害で被災した際、避難先でペットと一緒にいられることは普段の生活を取り戻すための重要な支援の一つとなりますが、さまざまな人が共同生活を送る避難所においては、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等への特別な配慮が必要になるなど、避難所運営には限られたスペースの中で充分注意をして行う必要があると考えています。

そのため、大分県が策定いたしました大分県被災動物救護対策支援を受けまして、今後被災動物の一時避難所の確保についての検討や避難所運営について、避難者の同意が得られるような一定のルールづくりについて努めてまいりたいと考えています。

また、被災動物救護対策として、ペットを飼育されている方にお願ひすることといたしましては、平時から災害時への心構えと備えを準備していただくことが大切となってきます。これにつきましては、実際に災害が起きたときのためにペットに必要な食糧などの備蓄品を用意しておくことや、避難方法を考えておくといった必要な情報提供を行うとともに、日ごろからしつけや適切な飼育に努めることの重要性について、さまざまな機会を通じて啓発を行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 私の親戚は、熊本市に住んでいて被災しました。ペットを飼っているために避難所には行かずかなりの期間車中泊をしていました。また、別府で被災した私の友人も、自分以外の家族は避難所へ、自分はペットと足の踏み場もなく揺れ続ける家に居続けたと言っておりました。

先ほど課長さんがおっしゃられたように、もう今やペットは単なる動物ではなく家族の一員であるし、ペットを手放して生活することは考えられないという方が相当数いると思います。であるならば、ペット同行の避難のあり方をルール化する必要はあると思いますし、それもできるだけ早い時期に対応策、ルール化をお願いしたいと思います。

では次の3項目めの質問に入ります。

先ほど河野徳久議員や甲斐議員がお話されたよう

に、私も社会文教委員会の視察で東北のほうに行きました。その中で岩手県の紫波町というところで官民一体のまちづくりをしているところに行ったんですけれども、そこでは日本に一つしかないバレーボールの世界大会で使われるコートと同じ仕様の体育館をつくっていました。きわめてマイナーでピンポイントではありますが、日本に一つしかないというのが売りです。全国から合宿に来る、視察に来るということで、当然経済にも大きく影響してきます。

また、先日公明党の機関誌の公明新聞の新聞記者の方が取材に豊後高田市にお見えになりました。その時に本市の取り組んでいる事柄にたくさん感嘆の声を上げておりました。その記者さんが言っていたんですけれども、たくさんの自治体を見る中で発展しているところというのは、その町にしかないものに目を向けそこを発展のキーポイントにしているということでした。私は、今、この本市でここにしかないという発展の鍵の一つはカヌー競技にあるのではないかと思います。どんなにマイナーな人口の少ない競技であっても世界大会に出るというのは簡単なことではありません。それをなし得ているのですから、やはり本市のカヌー競技は、今、指導者にも人材にも環境にも恵まれているということだと思います。この夏のリオオリンピックで銅メダルを取ったカヌーの羽根田拓也選手ももともとはこの本市のカヌー競技と同じ競技から今の競技に移ったと聞いております。であるならば、本市からオリンピックの選手も夢ではないと思います。このオリンピックの選手をつくるためにも人材をさらに拡大させていく、そのために小学校からカヌーを1年に1度でもいいから体験できるチャンスをつくってあげるといことはできないでしょうか。新しい才能の発見にもなるかもしれないし、特色ある本市ならではの教育にもつながると思います。どうか。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） カヌー競技の普及についてお答えいたします。

本市のカヌーは高田高校カヌー部、高田レーシングクラブを中心に、豊後高田市真玉B&G海洋センターカヌー場を練習会場として活動を行っております。

また、真玉B&G海洋センターカヌー場では、平成20年の国民体育大会、平成25年の全国高校総合体育大会が開催され、多くのアスリートが集い熱戦が

繰り広げられました。現在でも県大会や九州大会、強化合宿等にも使用され、カヌー競技の拠点として活用されております。

カヌー競技の普及につきましては、高田高校カヌー部や高田レーシングクラブが活躍し、県内外に実力をアピールしております。また、学びの21世紀塾のわくわく体験活動のカヌー教室やTMKチャレンジクラブのカヌー祭り等でカヌーに触れ合う機会を設けております。その中でカヌーの楽しさやおもしろさの魅力を体感してカヌー競技の普及に励んでいるところであります。

ご質問の学校教育でのカヌーの学習や授業への導入につきましては、各学校の教育課程の編成や学習指導要領の指導内容等を考えますと、事業としてのカヌー学習の導入は困難であると考えます。

今後とも、競技団体や関係団体と連携を図りカヌーの魅力を発信してカヌー競技の普及に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 私は、別府で生まれて育ちました。結婚して高田に来て子どもが生まれたんですけれども、子どもが小学校で体育の授業で相撲があるというのにびっくりしてしまいました。そういうところがあるんだなと、ということは、全国一律の教育でなくてもいいということはすでにもう行われているところだと思います。学びの21世紀塾のわくわく体験活動やチャレンジ活動は、親御さんが送り迎えをして余裕のある方でないとチャンスはありません。私は、小学校3年生まで通知表は2と3しかなくて何のとりえもない、何もできない子だったんですけれども、4年生でリコーダーが音楽の時間使われるようになって初めて音楽が5になりました。家が貧しかったので習い事などをさせてもらえませんでしたけれども、授業の中でリコーダーにめぐり会えたことで音楽の自分の力を知ることができたというか、それからもう今に至るまでずっと音楽の道を貫くことができました、やはり授業であるということはそこには平等性があるというか、親の状況とか家庭の環境に関係なくめぐり会えるということです。

高田にいたからめぐり会えたという教育がとても必要なのではないか、また本市の教育のテーマ、この間教育課長にお会いした時にあったんですけれど

も、「夢を描き、実現できる子どもの育成」というこのスローガン、この教育を実現するためにもこれから少しずつでも何か検討していただけるととてもうれしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

では4項目めに入ります。4項目めは、3つ質問があります。

まず1つは、生活困窮者自立支援制度が昨年4月1日から始まって1年半がたちます。この間今まで制度のはざまにいてどうしたらいいのかわからなかった人にも手を差し伸べてもらえるようになり多くが助かっていると思います。この1年半の相談件数、相談内容及び支援の状況、実績についてお尋ねします。

2番目は、3月の一般質問で食品ロスをなくすための取り組みとしてフードバンクについて少し触れました。食品企業の製造過程でちょっとしたミスなどで売り物にならない物、農業等でまだ食べられるのに廃棄される物、そういう物を引き取り困難な生活をしている人へ配付するなどを活動しているのがフードバンクですが、大分県も県社協がフードバンクを設立しました。本市としてはそれを受けて何か取り組まれるのでしょうか。

最後は、さっき言った委員会視察に秋田県の藤里町というところに行ってきたんですけれども、その施設が大変すばらしかったのでぜひうちでもできないかという質問です。

今月7日、内閣府は仕事や学校に行かず6カ月以上にわたり家族以外とほとんど交流せずに自宅にいる15歳から39歳までの人が全国で推計54万1,000人になると調査結果を発表しました。これは39歳までなので40代、50代を入れると働ける年代なのに家にいる収入のない人はもっとふえるはずです。障がい者の就労支援施設はありますが、このような社会から遠ざかった人の支援を行うところはありません。今、福祉課の人がそういう人に寄り添って、あるときはハローワークと一緒にいったり、面接に行くための服やネクタイまで貸して下さったりしているということも聞いたことがあります。

秋田県の藤里町での取り組みは、こういういわゆる引きこもりといわれる人と就労に向けての大きな成果を出しています。「こみっと」という福祉施設を拠点にして、そこに家から今まで出れなかった人たちが来ます。一緒にスタッフの人と働きながら働き方や人との接し方、そういうことがまず身につけられる、またシルバーの人と一緒に仕事に行く、へ

ルパーや介護職などの資格を取れる道をつくってくれる、そういうことをしてくれるんですけども、もともとそこの町の10人に1人が引きこもりだったんです、働ける人の。113人の人がその施設にきました。その中で、それが平成22年なんですけども、平成26年には25人にまで減ってます。この25人は重度の障がいを持っている人ですから、ほとんどの人が就職しているんです。そして今どういう人がその「こみっと」に来ているかというと、高校卒業時に就職が決まらなかった人、また急な会社の倒産で仕事が無くなったとか、仕事をやめてしまった、何年も続けていたけれどもクビになったというなどという人たちが今来ている。その「こみっと」に次の就労までの期間を過ごしているというのが今の状況だと思います。

長期間人とコミュニケーションを取ってこなかった人、人間不信に落ち込んだ人への社会復帰機関、今仕事がない人が家に引きこもらなくてよい行き場、そのような就労準備支援施設が本市にもあったらいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長(安達 隆君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) それでは、生活困窮者自立支援制度についてのご質問にお答えします。

まず生活困窮者自立支援の実績についてでございますが、平成27年4月の法律施行以降、27年度は49件、28年度は8月末までに19件の相談を受けております。

その主な内容は、収入や生活費などの経済的な相談が最も多く、平成27年度は32件、平成28年度は14件となっております。その背景には病気や精神の障がい、介護や引きこもり、就労など複合的な課題を抱えていることが多く、多様な関係機関と連携を図り長期的に支援を行うことが必要となっております。

また具体的な支援の状況についてでございますが、経済的な問題では、社協の緊急小口融資資金の申請や生活保護の申請へつなげるなどの支援を行う一方、その日の食べ物に困っているという相談もございますので、そういった場合は市内の社会福祉法人が食料品等を現物支給する制度を活用しまして支援を行っております。

また病気や障がい等の問題につきましては、限度額認定申請や自立支援医療、障がい者手帳などの取得などの他の制度の手続をご案内するとともに、病院や施設のソーシャルワーカーとも連携を図りながら支援を行っているところであります。合わせて就

労に関する相談につきましては、就労支援員がハローワークの出張相談や同行相談を行うなど、早期の就労に向けてきめ細やかに支援を行っているところがあります。

次に、フードバンクの本市の取り組みについてのご質問にお答えします。

ご案内のように、大分県では県社会福祉協議会を中心に県内企業のご協力の下、市町村社会福祉協議会が窓口となり、本年6月30日にフードバンク大分推進協議会が設立されたところであります。

その事業計画の中で豊後高田市、別府市、佐伯市、日田市の4市がモデル事業の指定を受け、本年度先進的に取り組みを行うこととなっております。そのため、本市では現在社会福祉協議会において、推進のための協議会の設立や保管スペース、配送システムの構築などについて検討を行っているところでございます。

次に、就労準備支援施設の設置についてのご質問にお答えします。

議員ご案内のように、引きこもり状態となった方が社会に復帰することは非常に難しい課題であり、早期にかかわり長期間支援を行っていくことが必要であります。

しかしながら、当事者や家族が将来や経済的な不安を抱えるようになって初めて相談につながるケースが多く、早期の支援に結びついていないのが実情であります。

そのため、まずは自立相談支援員等の相談窓口を広く周知するとともに、民生委員や関係機関からの情報提供もお願いし、早期の相談、早期の支援を行ってまいりたいと考えております。その上で社会とのかかわりを持つためにも、また就労につなげるためにもご提案のような就労準備支援施設等も非常に有効であると思っておりますので、ご提案いただきました秋田県藤里町の取り組みなど今後よく研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 就労準備支援施設につきましては、これからますます日本全体の大きな課題となる人間が人間の中に入れなくなっている傾向にストップをかける一つの重要な取り組みになっていくと思っておりますので、ぜひ実現に向けて研究と検討を重ねていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。

18番、大石忠昭君の発言を許します。18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。私は、市民から寄せられました市民の声を取り上げまして、今回は大きくわけて5項目、9点の質問をいたしますので、質問の趣旨を理解をいただき簡潔明瞭な答弁を求めて、質問に入りたいと思います。

最初は、市長の政治姿勢にかかわる問題で4点質問いたしますので、必ず市長が答弁をしてください。

一つは、核兵器廃絶、平和の問題についてであります。

ご承知のように、71年前にアメリカは広島と長崎に原子爆弾を投下をしました。人類に対して初めて核兵器が使用されました。この2つの原子爆弾によって莫大な破壊力や放射線によって都市が焼き尽くされ、そしてその年の内に21万の市民の命が奪われてしまいました。さらには、生き残った被爆者の方々も長年にわたって後遺症や差別で苦しめられてきました。このような非人道的な兵器は再び使用してはならないと思います。今、世界中で核兵器を廃絶させようという運動、世論が大きく広がっております。

その結果、ついにことしの5月は、アメリカの現職の大統領が広島を訪問して、あの平和資料館を訪れて追悼の献花や追悼のスピーチをやる、そして被爆者の方々ともことばを交わされました。このことは世界中から核兵器を廃絶していく上で大きな一歩になるのではないかと私は思います。

さらには、核兵器のない世界を実現するために法的措置を議論しようと、国連の作業部会が議論を重ねてまいりましたけれども、ついに始まりましたが、ことしの秋の国連総会におきまして、核兵器の禁止条約などの交渉を来年から始めるように勧告する、その報告書が採択をされました。このことは、今後国連総会において核兵器禁止条約の交渉を本格的に議論を進めていく、もうその道を開いたものだと思っております。

また、ことしも原水爆禁止世界大会が広島や長崎で開かれましたけれども、ここでは広島、長崎の被爆者の皆さんが、もう我々の生きている間に世界中から核兵器を廃絶されようということで、被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名というものに取り組むことになりまして、何とあと4年先までには世界中で

9月14日

億単位の署名を集めようということになりました。そしてこの国連において、この核兵器廃絶を、禁止を求めるこの条約を何とか各国で締結できるような形でもっともっと国際世論を広げようということが呼びかけられました。

よって私は市長に質問したいんですけども、もう世界が変わっています。永松市長も変わらなければならぬと思うんです。よってこの世界の動きをどう見るのか、豊後高田市においても核兵器廃絶を目指して、今後どういう取り組みをしていくのか、市長のことばを聞きたいと思います。

2つ目は、おそばせながら豊後高田市も、県下18市町村の中で一番遅いんですけども、非核平和都市宣言を結んで、議決をしております。あれからもう8年たちましたが、なかなか非核都市宣言をやったからといって特別な核廃絶の事業には取り組んできませんでしたけれども、毎年毎年この行進団が総務課長などに要求しましてやっときょねんぐらいから少しは事業が始まるようになりましたが、これまでどうやったかということを知りたいんじゃないんです。世界が大きく変わっておりますので、豊後高田市も庁舎が新しくなりました。市長としてももう任期はあとわずかですけども、何とか来年度からはこういうことで思い切った非核平和の取り組みをしようということを市民の前に表明をしていただきたいと思います。

次が障がい者差別を解消する問題であります。

神奈川県あの知的障がい者施設で元職員によって入所者19人が殺害をされる、20の方が重軽傷を負わされる事件が起きました。この事件が全国の障がい者やそのご家族、関係者だけの問題ではない、国民全体に大きな衝撃を与えました。障がいのある人もない人も相互に人格や個性、多様な生き方を認め合い、認めて支え合い、励まし合い、そして学び合うような社会の実現が求められていると思います。ついに国のほうも障害者基本法だけではなくて障がい者の差別解消法を成立させことしの4月から施行されました。

大分県においても、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり条例が県議会でも満場一致で決まり、ことしの4月から施行されました。これも画期的なことなんです。

よって、豊後高田市においても県条例に沿って、そういう同趣旨の市の条例を制定すべきだと思いますが、その条例が制定するまでにはもうすぐにはで

きないと思いますので、十分な議論がいりますので、それまでは県の条例を市民に周知をさせる、県の条例に従って差別があるがゆえに、いろいろと障がいがあるがゆえにいろいろと差別を受ける、いろいろな偏見、差別がありますけれども、やっぱり本当に障がい者に対する理解を深める、そして差別を解消するための市独自の取り組みも思い切って取り組んでもらいたいと思いますが、市長の見解を求めます。

次が、4番目は部落問題についてであります。

ご承知のように、ことしの5月の国会に突然、部落差別解消法案なるものが提案されて、今継続審査になっているんですけども、これは部落差別解消するどころか、逆に部落差別が固定化されて、この法律をつくることによって同和事件が温存される恐れがあるんじゃないかと、学識経験者なども指摘しておりますし、全国でもこういう法案を今つくるべきではないと反対運動が広がっておりますが、市長はこの今国会で継続審査になっている法案についてどのような認識なんでしょうか。阻止すべきだと思いますが、市長の見解を求めたいと思います。

以上です。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私からは、政治姿勢についてお答えをいたします。

核兵器廃絶及び非核平和の取り組みでございますけれども、本市におきましても平和で戦争のない世の中を願ひまして、平成20年9月に非核平和都市宣言を制定いたしております。また毎年8月6日、9日、15日には、原爆や戦争によって亡くなられた方へのご冥福と平和を祈念して平和の鐘の音を放送いたしまして、市民の皆さんに黙祷のご協力をいただいております。市報でも周知をいたしております。

今後につきましても、平和の取り組みを続けてまいりたいと考えております。

次に、部落差別の解消の推進に関する法律案についてのご質問にお答えいたします。

この法案につきましては、目的を現在もなお部落差別が存在し情報化の進展による差別に対する状況の変化が生じていることから、部落差別の解消を推進し差別のない社会を実現することとして、自民党、公明党、民進党の3党により共同提案されているものでございます。私も差別のない社会が実現すればいいと思っております。現在、国会において議論されているところでございますので、今後の動向について注視してまいりたいと思っております。

います。

その他の質問につきましては担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(安達 隆君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) それでは、条例制定についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、社会福祉施設やハローワーク、病院などの関係機関に加え当事者の保護者の会である手をつなぐ育成会の代表の方々にもご参加いただき、豊後高田市地域自立支援協議会を組織し、皆さんのご意見をいただく中で本年3月に第2期豊後高田市障がい者基本計画を策定いたしました。

計画では、障がいのある人もない人も全ての方がごく自然に社会づくりに参加できる平等な地域社会の実現を基本理念に、障がいのある方が安心して生活できるまちづくりを目指し、さまざまな取り組みを行うこととしております。合わせて、地域生活支援、就労支援、子どもの3つの部会を立ち上げ、直接障がいのある方々と関わっている多くの皆様のご意見をいただきながら、具体的な施策の方向性について議論させていただいております。

また、本年4月に障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められることとなりましたことから、本市ではこれまで実施しておりました市報の点訳や音訳に加え、市役所窓口到手話相談員を設置するなどあらゆる障壁をなくすための取り組みを推進しているところでございます。

議員ご提案の条例の制定につきましては、実効性のある施策と合わせて総合的に判断していく必要があると考えております。そのため、本年4月から施行されました大分県条例や平成25年度に制定された別府市条例の内容や障がいのある方を取り巻く環境がどのように改善されているのかなどの施策の成果を自立支援協議会の中で今後よく調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) それでは、1項目について市長に再質問をいたします。

市長は1と2を合わせて答弁されましたけれども、1のところでは世界のこの核兵器廃絶の世論や運動を私は市長に理解してほしいと思って長く述べました。オバマ大統領までが広島を訪れるような時代になりましたので、核兵器の先制使用をもうしないとかまで

宣言したんですけ、ちょっとオバマさんもちょっと揺れているようですけど、日本の安倍さんはなかなかそうならないんで問題なんですけども、やっぱり市長も今豊後高田も非核平和都市宣言をやったんだと、こういう事業をやったんだというならば、この世界の流れに比べてみて高田におけるこの核兵器を禁止する、あるいは廃絶する運動がそういう市民の世論や運動になっているのか、その辺では随分格差があるんじゃないかと私は思うんです。市長自身がやっぱりトップですから進んでやってもらいたいと思うんで聞いているんです。

具体的に行きます。毎年、原水爆禁止、国民平和行進の実行委員会が市長宛てに文書でこういうことを要請するというので要請文書を届けていますね。その中に今私が取り上げました署名用紙も市長みずから署名してもらいたい、これは思想、心情、政党支持を超えて誰でもできる、全世界で数万規模の署名があるとうことで、市長の肩書で署名をしてもらえないかという文書で要請があつてます。私、議長にも同じ文書で要請があつてます。私、議長のほうはちゃんと直筆で署名していただきました。永松市長は署名をしてない。だから代表の方がまた総務課長に会って、どういうことかと、全員もう一枚紙渡すから、おそばせながらでもいいから今からでも署名して送ってもらいたいと要請しましたけども、きのう問い合わせたら未だに署名してない。大分県の市長でこの署名していないのは誰と誰かを聞きましたら、大分の市長と高田の市長だけだということがわかりました。市長、この署名用紙を読んでどういう部分が賛同できないので署名できないのかどうなのか、市民の前に明らかにしてください。今からでも読み直してみても賛同する気があるなら、あるって言ってください。(○12番(河野徳久君)それは、大石さんが言うけえしとねえんじや。)

何て。議長、周りをがやがや言わせんでくれん。

○議長(安達 隆君) 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長(佐藤之則君) 大石議員の再質問についてお答えいたします。

原水爆禁止のキャラバンがお見えになって、担当課長として私が市の代表でお伺いをさせていただいておりますので、私が署名をさせていただいているところでございます。

以上であります。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 私がね、ちょっと議長、済

9月14日

みません、ちょっと水をもらえませんか、喉がちょっと、声が出ないので。国会も水飲むことができます。お願いします、今から。今までは演壇に水があったんですよ。ちょっと喉が調子が悪いのをお願いします。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午後2時28分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 再質疑を続けます。

私が質問したのは、市長がなぜ署名をしなかったのかと、この案分を呼んだんならどの部分が賛同できないのかと、今からでも読み直して賛同してもらえるかという質問したんです。ヤジのほうで、「大石さんが言うからせんのか」って、私が市長に頼んだわけではありません。そうでしょう。何で総務課長が答弁するんですか。あなたが何でしたかという質問したのは、あなたが答えるべきじゃない。市長、これ読んだかどうかを明らかにしてください。私は市長の真意を聞いているんです。大分県中の市町で市長も村長も町長もやったのに、やらなかったのは大分と豊後高田の市長だけだということがわかりましたので、なぜか市民の前に明らかにしてください。この文書に賛同できないなら理由を教えてください。議長、市長に答えさせてください。見てないなら、見てないっちゃうこと明らかにすればいいんです。読んだことないならいいから、はっきりさせて。おかしいじゃないか、総務課長に聞いてないのに。

○議長（安達 隆君） 静粛に願います。

総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 先ほども申し上げましたように、市の代表として担当課長の私に対応させていただいて署名をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○18番（大石忠昭君） 議長、議事進行について、議事進行です。時計とめてください。議事進行です。

今、私は市長に質問をして、市長しかわからない質問をしているんです。それを市長に答えさせんちゃあ何事ですか。市長に答えさせてください。

○議長（安達 隆君） 指名し直します。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 何ですか。

○議長（安達 隆君） 指名し直しました。私が呼んでないので、あなたに指名し直しました。

○18番（大石忠昭君） 議事進行について発言させてください。

○議長（安達 隆君） はい。

○18番（大石忠昭君） 今のだけでも随分時間のロスになっているでしょう。1時間しか持ち時間ないので、今の発言はこれは議事進行として発言を認めてください。

だから、私は冒頭に述べましたように、質問は簡単なんです。ただ質問の趣旨を正しくご理解していただいて、それに端的に答えていただければいいんです。市長が読んでないかあ読んでない、読んだんだけど文書に賛同できないなら賛同できないでいいんです。これ強制的なものではないんですから、何でかということを知っておるんです。それを市長答えて何で総務課長が答えますか。だから、市長に答えさせてください、議長。おかしいでしょう。まだ今答弁拒否ですよ、それは。おかしいじゃないですか。

○議長（安達 隆君） 大石議員に申し上げます。次の項目に移ってください。もうこれ以上の答弁はないものと、議長認めます。次の項目に移って。

○18番（大石忠昭君） 今、議事進行で聞いておるんです。ないものと、もう一回議長から命令してくださいよ、市長に。なぜ答弁ができないのか。それができないならできないでこっちはしますから。（○12番（河野徳久君）もうがたがた言うごっちゃ、注意せな。）議長、命令してないじゃないですか。（○7番（土谷信也君）答弁の指名はできませんよ。）（○7番（土谷信也君）できない、できない。）

○議長（安達 隆君） 次の項目に移ってください。

○18番（大石忠昭君） 移りますけど、今議事進行ですよ。

じゃあ、移ります。もう本当、皆さん、こんな議会ありますか。もう私1時間しかないから5項目に絞っているんですけど、あと要領よくお願いします。

2項目めの非核都市宣言やってるんだから思い切った事業を来年からやろうやということについて、これ答弁がないんです。今までどうしたかということを知っているんじゃないです。今からどうしますか。その国民運動平和行進実行委員会からは何とかよその自治体でもこの原爆の悲惨さを知らせるため

の写真パネルがあるなら、ほんのわずかな金だから買ってもらって、市役所が立派に建ったんだからこのロビーで写真展やったらどうですか、公民館でやったらどうですかって要請受けているでしょう。県下調べてみました。各所で新しく庁舎ができたたびに新しいものを買ってやっているようです。高田だけ買ってこないちゅうんです。これも強制、物売りじゃありませんけど、今戦後71年たちまして原爆の悲惨さというのが忘れ去られようとしているから、やっぱりわずか二万何千円ぐらいの写真パネルです。それがなぜ買えないんですか。何らかの形でそういう平和写真展などをやるような、この核兵器を廃絶するための、やっぱり市民に呼びかけるようなそういう事業をやるべきじゃないんですか。市長、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 大石議員の再質問にお答えをいたします。

今後の平和に対する事業ということ、取り組みということでございますが、最初のご答弁、市長が申し上げますとおおり、これまでどおり平和な取り組みを続けてまいりたいと考えております。

そして今議員おっしゃられました原爆の写真展でございますが、キャラバンでの要請は受けておりますけれども、写真パネル購入しての写真展については、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 再々質問ですけれども、というより、これは市長が答弁できず、課長に答弁させたわけなんですけど、もう豊後高田のこれだけ世界中が核兵器の廃絶を目指して条約まで結ぼうというときに、非核平和都市宣言やっているけども新たな事業やらないんです。今までどおりということでしょう。もうそれでよいのかということ、やっぱり改めてもらいたい。そのことを申して、次に行きます。

次は、3番目は障がい者の問題なんですけど、私もここに持っておりますように、高田の場合、ことし3月末に10年間の計画づくりしました。読んでおります。だからこれがどうかこうかということ議論しているんじゃないんです。国のほうも新しく法律をつくってことしの4月から施行した、県のほうもつくった、別府の場合、大分県一つくった、全国でも優秀です。だから豊後高田においてもどこだって

これつくっているわけで、10年間どうするかっちは、そういう時代でしょう、障がい者に対しても。だから、市においてもその条例を中小企業振興条例と同じように、関係者も一緒になって条例つくり上げて立派なものをつくり上げる、その過程が大事なんです。そしてそれを市民に周知させてお互いに障がいを持っているがゆえにいろいろ差別受けなような、我々も理解を、偏見を持つちやいかんでしょうが。だから、それをやっぱり早い時期にやるということにちょっと考えてもらえませんか。中小業者の振興条例早い時期にやりました。こちらについても早い時期でやると、できるまでは県条例を市民に周知させ、県条例の具体化として新たな決意を新たに取り組んでいくということ、市長、市民の前に表明してもらえませんか。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午後2時38分 休憩

午後2時39分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） 大石議員の再質問にお答えします。

先ほどご答弁申し上げますとおおり、自立支援協議会の会の中で今後よく調査研究を行ってまいりたいと、そういうふうと考えております。

また、県条例につきましては、普及啓発の中でご紹介してまいりたいと、そういうふうと考えております。

以上でございます。

○18番（大石忠昭君） じゃあ、時間の関係で次に行きます。いいですか、はい。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 次、4番目は部落差別の解消条例なるものについて、市長からありました。市長、今の答弁をするまでにこの国会で継続審査になっている法案を読んでいますか。読んでおりましたら、この中に部落差別というものがあるんですけども、部落差別というものの定義がされていないんですけども、市長は部落差別というものについてどのような認識なんでしょうか。もう同和対策事業は事実上終わったということになっておるんですけども、今なお部落差別があるというような認識なんでしょうか。部落差別を解消するためには、法律では解消できないと思うんですけども、どうやったら部落差

9月14日

別が解消できるというような認識でしょうか。市長から答えてください。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 再質問にお答えいたします。

部落差別の解消の推進に関する法律について、自民、公明、民進の3党で、先ほど申しましたように現在なお部落差別が存在したという、そういうことを、そういうふうな認識をもってこの法律をつくらうとしているわけです。そういうことだろうと、私は思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 議長、今の市長の答弁で答弁になったと思いますか。

○議長（安達 隆君） なったと思います。

○18番（大石忠昭君） なっていると思う。それは市民は思いませんよ。市長はこの法案を読んだんですかということを聞いたんです。読んでなかったら読んでないのも答弁です。

部落差別という、今の、もう一度行きますよ。部落差別を解消するというんだけど、これまでの法律で部落差別などという用語が、法律の中で部落差別となる用語が出てきた法律があったでしょうか。基本的に私が聞いているのは、部落差別がまだあるというような認識なんですか。どうすれば部落差別を解消できると思うんですかという市長の見解聞いておるんで、私はこういう法律をつくっても逆に部落差別を固定化するだけになるんじゃないかと、まだ差別があるからと言われてそれを理由にしているんな事業をやれということで実際に不当な要求される、そういう恐れもあります。そういうふうには思いませんか。だから、私が言った部落差別とは一体何なのか。差別を解消するために、市長としてはどうしたらいいのか。こんな法律では解決できない、固定化することにならないかというのを聞いておるんです。だからこの法案は阻止してもらおうということで市長に頑張ってもらいたいということを、これ最後の問題なんですけど。最初から言っている問題について、市民にわかるように言ってください。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 再度お答えいたします。

先程もご答弁したとおりに、自民、公明、民進党の3党で共同提案しているわけです。そしてその中で部落差別は存在すると、それを解決するようにこの法律をつくると言っているわけですから、国会で

そういう議論をしているんですから、国会で議論すりゃいいと思います。国会で議論するものを私はとやかく言うことではないと。あと、私は先ほど申しましたように、注視してまいりたいと、国会でどういうふうになるのか、そういうふうなものでやっていきたいと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） もう豊後高田の場合3回しかできませんので、次に行きます。

次は、市長の退職金の問題ですので、これも市長に答弁を求めたいと思います。

市長の任期はいよいよ来年4月23日になりました。これまで市民の皆さんからもう本当に働く市民に比べてみても、私は市の職員などに比べてみても退職金が高いという批判の声が多分寄せられて、何とか下げろという皆さんの声を取り上げて議論してまいりました。これまでどのように市長が答弁をしてきたんだろうと、タベちょっと遅くまでかかって議事録を読んでみましたけれども、最近の議論だけでも市長は法令に従って支給を受けますと、もう開き直りの答弁、これ一言なんです。最終的なかみ合ってきたのは、ちょうど今から4年前の12月に、広瀬知事がみずからの退職金を引き下げるといふ条例を県議会に出したことで、私はこのことを指摘をして、もうこういう時代までなっているからどうするのかということ、市長が初めて県や各市の状況も調査をしてみても検討すると、引き下げの検討を初めて出したんです。それならばあなたの任期は来年の4月23日までなんだから、それは12月の議会でしたから、3月の議会に修正案を、条例を改正する案を出さないと間に合いませんと、3月の議会に修正案を出しまして、初めて豊後高田市の市長の退職金が従来よりも15パーセント減額することになったわけです。それでも今、私タベ計算してみました。1,652万4,000円なんです。4年前にもらったのは、これ条例やらなかったらまた今回も1,652万4,000円になります。市長が当初2,000万を超える退職金をもらいましたから、この間18年4カ月、来年の4月23日までです。18年4カ月間でどれだけ退職金をもらうか計算してみましたら、8,420万5,000円なんです。これは確かに市民から指摘があるように、民間で働く市民よりは、あるいは同じ市役所の中で働く副市長や教育長に比べてみても、職員に比べてみても大きな差があります。よって、市民は市長の退

職金を引き下げてくれというのが要求ですから、それに応えてもらえてもらいたと思います、見解を求めます。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、退職手当についてのご質問にお答えいたします。

この件につきましては、先ほど大石議員が言われたように、以前よりいろいろと議論をしてまいりました。私といたしましては、今回の退職手当の額につきましては、他の2人の特別職の2人の職員を除き、いわゆる副市長と教育長を除き、私のみは5割の減額を考えてみたいと、そう思っているところがございます。

以上です。（○12番（河野徳久君）これはおおっちゃんのう。議員も七、八万になるまでおども下げんならんような日が来るぞ。議員提案せな。）

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 市長は、夕べずっと十何年間読み直してみまして、今までにない答弁だったと思います。よって、正確にするために永松市長の分だけを5割削減すると。現在の5割削減ということなんですか。その辺を市民にわかるように言ってください。現在の条例でいきましたら、計算しておりますように、今度の4月23日までで1,652万4,000円になります。この半額にするというような理解でよいですか。その時に、ちなみに副市長が、とにかく4年間の任期中で副市長の退職金は、今の条例でいきますと1,044万4,800円です。教育長は特別に安いんです。教育長は465万1,200円、この数字に間違いがあれば、総務課長指摘してください。間違いのないと思います。よって、市長、半額にするというのは、1,654万4,000円の半額でよいかどうか、お答えいただきます。（○12番（河野徳久君）議長、議事進行。）

○議長（安達 隆君） 12番、河野徳久君。

○12番（河野徳久君） 私は、大石議員の通告を今見ると、市長の退職金について質問をしているんじゃないかと思って、副市長と教育長のことは通告してないんじゃないでしょうか。確認してみてください。

（○18番（大石忠昭君）いいか、議長。議事進行でいいですか、議事進行。議事進行だから時計とめてください。）

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 私は質問しているのは、市長の退職金しかしてないんです。いいですか。民間で働く市民や市役所で働く皆さんに比べて市長の格

差は大きいということで、今副市長と教育長の数値を上げただけなんです。副市長どうするのか、教育長どうするのか言っていないです。そんなことが議事進行で取り上げるのが問題なんです。（○12番（河野徳久君）お金のことんじよ言うあんたも問題で。あんた議員なんか日給の直してみない、8万になるよ。え、大石議員。それはあんた12月議会であんたが議員提案して議員の歳費を下げてみな。）

○議長（安達 隆君） 大石議員に申し上げます。議長といたしましては、質問に対する答弁はあったと認められますので、議事を進行します。質疑を続けてください。（○18番（大石忠昭君）答弁があった、何で。）もう市長からあんぐらいの答えがあったからいいじゃないですか。（○18番（大石忠昭君）どうするのかわかんない、市民からみたら。）

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 先ほど言ったのがわからないですか。私の退職金については半額にすると、これ以上のことはないんじゃないですか。だから、それ以上のお答えはできません。

○議長（安達 隆君） 質疑を続けてください。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） もう一回質問いいですか。いいですか。再々質問いいですね。いいですか。私が質問したほうが問題なんですか。これまで大分県内でも日田、宇佐が半額にしたんです。市長だけを、市長のその期だけを。それを問題にしてるんじゃないです。その時は条例を100分の50を100分の25に書きかえたんです。もう今度は豊後高田の場合は、前回15パーセント下げて今100分の42.5なんです。それで計算したら先ほどの数字になるんですが、それを半額にするんですかと、それとも100分の42.5なんですけど100分の25にするということなんですかということ、具体的に言うなら。それ質問じゃないですか、正しい。そうでしょ。大事なことでしょうが。答弁ないでしょう。（○12番（河野徳久君）議長、あんた条例が今度出てくるんじゃないか、もうきょうの答弁はこれでいいじゃないですか。）

○議長（安達 隆君） 大石議員、議事を進行します。質問を続けてください。次の質問に移ってください。

○18番（大石忠昭君） 次は3項目は医療制度の改悪を阻止する問題についてであります。

あと21分あるけどね。参議院選挙中に社会保障に力を入れるかのような発言を繰り返しておりました

安倍首相は、選挙が終わると同時に社会保障の各分野で一斉に改悪の具体化を始めてきました。国民をだまし討ちにするようなこういう暴挙は断じて許すわけにはいきません。今朝は共産党の甲斐明美議員が介護保険の大改悪について議論をいたしました。私のほうは時間もありませんので、きょうは医療改悪について2つの点、最初は保険料についてです。

75歳以上の全てのお年寄りが加入しております後期高齢者医療制度は、来年度から保険料が少ない人で2倍、多い方については10倍上がると、この制度が創設された8年前については、やっぱり日本中で批判の声がありまして、低所得者については特別に引き下げる措置、いわゆる特定軽減措置が取られました。9割とか8.5割です。こういうものが一切廃止されますし、それから、そのために一番年金が低い人が困るんです。80万以下の人は3倍の保険料の引き上げ、80万ちょっと上の方は2倍の引き上げになります。さらに子どもの健康保険に加入している方、これは75歳で追い出されてこちらに入ると。そういうことになって、被扶養者については、これまでも9割軽減があったけれどもこれが撤廃されますので、この方は5倍、一番大きい方が10倍というふうに自己負担が上がることとなります。国の方は一遍に10倍も上げたら大変ということで緩和措置を取ろうとしておりますけれども、まだ具体化しておりません。これは、わずかな年金生活をしている人たちにとっても大変な問題なんです。その辺の市長はそういう影響を受ける市民がどれぐらいおって、金額でどれぐらいの影響を受けるというような認識なんでしょうか。市長の認識を聞きたいんです。

2つ目の問題は、さらに安倍政権は75歳以上のお年寄りの医療費を、今まで窓口では1割負担だったんですけども、もう70から74までは1割が2割になっていって、とうとう今度は75歳以上も2割にしようということなんです。さらに、2割負担になったらそれこそ保険料も上がる、医療費も上がる、もう私はやっていけません。そのことを市長はどう認識されるのか、何とかお年寄りの暮らしを守るためにこの保険料の軽減措置の撤廃をやめよう、窓口2割負担をやめてもらうために永松市長として政治力を発揮してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。市長の見解を求めます。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長（丸山野幸政君） 後期高齢者医療

制度に関するご質問にお答えをさせていただきます。

この後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しにつきましましては、平成27年1月に政府の社会保障制度改革推進本部、医療保険制度改革骨子におきまして、特例として実施してから7年が経過する中で、後期高齢者医療制度に加入する前に社会保険の被扶養者であった方は所得水準にかかわらず軽減特例の対象となるほか、国保での軽減割合は最大で7割となっていることなど不公平をもたらしており、見直しが求められていることから検討をされてきた経過があるようでございます。

具体的な内容は、次の3点でございます。

1点目は、保険料軽減特例については、段階的に縮小する。

2点目は、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、実施に当たっては低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせて実施することにより、低所得者に配慮しつつ急激な負担増となるものについては、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとする。

3点目は、激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得るとされております。

ご質問の軽減特例が見直された場合の対象者や影響額につきましましては、私ども現時点で軽減特例のどの部分が具体的にどうなるのか、そしてどういう激変緩和措置がなされるのか、これ以上は示されておりませんのでお答えすることはできません。

それから、この軽減特例の見直しにつきましましては、本年6月に全国市長会は国に対しまして後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じることや、保険料軽減措置の見直しに当たっては、被保険者の負担感に充分配慮することなどを要望しているところでございます。

加えまして、運営主体であります広域連合も全国共同で同時期に同様の趣旨の要望をしているところでございます。

なお、窓口負担のあり方につきましましては、政府の経済・財政再生アクションプログラムにおきまして関係審議会等において検討し、平成30年度までに結論を得るとされておりますので、現時点では国の審議の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 保険料と医療のことで、最初の保険料のことで、私が年金80万円以下の人については3倍になると、それよりも百二十何万までの方は2倍になるんです。一番安い人は3倍になるんです。このことは間違いない。それから子どもさんの保険に入った方が後期高齢者になって2年間、それから3年から5年まで、これ傾斜があるんですけども、こういう方たちが5倍から10倍になる。一度にそうやったらもう大変なことが起こるので緩和措置を取るとのことだけのことなんです。負担が増額することは間違いないんです。そのことを市長、ご理解しているでしょうか。これもう決められたんですから、負担増額は。どういう形で緩和措置を取るかちゅうのが今検討課題になっておるんです。これだけ年金は毎年下げられる、高齢化して仕事もない、もうなかなか子どもに面倒見てもらうってもそう子どもも大変だということで、高齢者世帯というのは大変な事態になっておるんです。だから、今市長会で云々とありましたけども、市長自身がこの豊後高田市は高齢化率が高いわけで、市長の自宅の周辺見てもそうでしょう、高齢者ばかりでしょうが。こういう人たちは本当に困っているんです。市長だけがいい給料もらっているっていうのが市民の声でしょう。だから、退職金も下げられるようになったと思うんですけども、この世論に応じてやはり年金生活者を守るために国の制度の大改悪を食いとめていくんだと、保険料についてもこの特別軽減の廃止を食いとめるんだという立場を取ってもらいたいと思いますが、市長、取るか取らんかだけ教えてください。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、丸山野幸政君。

○保険年金課長（丸山野幸政君） 再質問にお答えをさせていただきます。

申し上げるまでもなく、医療保険制度も介護保険制度も年金制度もこれは社会保障制度でございます。皆さんで支え合う制度でございます。折りしも、本日9月14日の新聞報道では、平成27年度の国全体の医療費が過去最高を更新されたと、そういうふうにされております。また、今後国全体で少子高齢化が進む中で国の方針にも示されておりますとおり、社会保障制度を次の世代の方々に引き渡すためにも、世代間の負担の公平を図り、負担能力に応じたご負担を求めるといった観点から、そのバランス調整をどうやっていくかというものを国に専門家の皆さんで

議論がなされていると、そういう状況でございます。

そういう中で、先ほどもご答弁申し上げましたが、現段階で保険料の軽減特例のどの部分がどうなっていくのか、具体的に国からは示されておりませんので、私ども現段階でお答えできませんし、また全国市長会も全国の広域連合、この軽減特例については国に対して要望していると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がありませんので次に行きますが、医療費についてはいろんな問題があるけども、2つのことを市長ご理解しているでしょうか。先ほど指摘したように、75歳以上の方が1割負担から2割負担、それからこの高額療養制度がありますね。一定の額を納めたらそれ以上の分は保険で見ると、この制度が年収370万未満の方は今は限度額1万2,000円なんです。これが5万6,000円と約5倍近くに跳ね上がるんです。これももうなかなか入院できない状況に追い込まれたもんです。だから本当に今の高田の高齢者の実態から見ました、この保険料が上がることも大変だけれども、医療費が倍以上に上がる、5倍に上がるという問題も大きな問題だと思いますが、市長はどういう認識でしょうか。これに対しても、これまだ決まったわけじゃない、今から議論ですから。だまし討ちの政治をやめろという形で市長も政治力を発揮してもらいたいと思いますが、市長の見解を求めます。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それではお答え申し上げます。

いや、先ほど課長申し上げましたように、これ社会保障制度の問題ですので、どうしていくかという運営をする、どうするかって、豊後高田一つの地域の問題ではないんです。そこ辺のものをご理解はしていると思ひまして、そういうことの中でやっていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間が8分になりましたので、あと2項目、4分ずつで尋ねたいと思ひますので、明確な答弁をお願いします。

最初は集会所の問題で、資料いただいておりますように、真玉、香々地につきましてはそれぞれ法的補助を受けて集会所ができておりますけれども、旧

9月14日

高田については未だに集会所が自治会でないところ、あっても老朽化して大型修繕が必要なところ、または市がつくった老人憩の家や軽作業所については無償払い下げするところといろいろと差があるんです。よって、今後やっぱり改築や新築に向けてもやっぱり他市のように何らかの助成制度をつくると、隣の宇佐市でも新築で800万円、改築では400万円、あれも調べてみましたけれども、県下では高田以外は全部要綱をつくってこの種の補助事業をやっておりますので、今回、きのう議論しましたように、老人憩の家などについては200万円、全額の補助金を出すという制度が今年度から実施されることになりましたので、それにもう歩調を合わせて何とか市長、来年度から予算組んで、来年度から新たに建設するところ、改築するところについては市独自の補助金を出すようにしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 自治会集会所についてお答えいたします。

自治会の集会所につきましては、地区で集会所を持っているところもございますが、市の公民館や地区の神社等を利用している自治会もございます。これは使い勝手や自治会の人口、財政規模などの事情もあると思われまます。

地区の集会所は、地域コミュニティの場として、また防災面での一時避難所としての役割もございませうから、一部の地区につきましては現在それぞれの目的に沿って改修等の補助金を出しております。

新築、改築に対する補助につきましては、中尾議員に社会福祉課長が答弁しましたように、これまで関係課の中で協議をしてまいりました。それを受けて自治会の将来負担、また他市の状況も踏まえて引き続き研究してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 助成制度について検討しているということですが、いつから検討しているのか。今年度中に結論出してもらって来年度から実施できるように補助金要綱をつくってもらいたいと思いますが、市長そういう努力をしてもらえますか。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） これまでの関係課での協議の経過を申し上げます。

平成26年に市長から指示を受けて研究を開始いたしました。平成27年に関係課の協議を行っております。そして、この中で今回議案を出させていただいておりますが、老人憩の家の関係が市の所有になっておりますので、他の自治会の分と同じ条件にしようということの考え方の中で無償提供という形になったところがございます。当面この老人憩の家の補助金について対応してまいりますので、その他の補助金については、それが終了した後に引き続き研究してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 市長、何とか年度末までにこの協議を終えて来年度から実施ということで努力はできませんか。市長の見解を求めます。（○12番（河野徳久君）議長。）

○議長（安達 隆君） 議事進行。

○12番（河野徳久君） ちょっと議事進行じゃないんだけれども、私に意見を述べさせてもらえませんか。

○議長（安達 隆君） 議事進行だけです。

○12番（河野徳久君） なら、もう議事進行で行かせてください。

○議長（安達 隆君） はい、議事進行。

12番、河野徳久君。

○12番（河野徳久君） 12番です。河野徳久です。議長の許しをいただきましたので、私なりに意見を述べさせていただきたいと思うんですけど、私は実は社会文教委員会に所属しておいて、61号議案、62号議案を今議会で議長から付託されているんです。この委員長報告が最終日にあってそれに対する議決があって、この61号、62号議案の結果が出るわけなんです。この今集会所に関するこの審議の結論も出らんうちに、次の新しい集会所とか修理をさしてくれっちゅうて執行部に迫ってもなかなか答えがもらえないんじゃないかって私は思うんですけど、私が勉強不足なのかどうかそこをよく議長判断していただけないか。（○18番（大石忠昭君）議長、いいですか、私も。）

○議長（安達 隆君） 議事進行ですか。

○18番（大石忠昭君） うん、議事進行。

○議長（安達 隆君） 議事進行。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 議事進行ですね。私が質問している議論は、文書で発言通告にありますように、

自治会の集会所の問題なんです。今市長から議案が出ているのは、市の施設である老人憩の家と軽作業所を廃止をするという議案と一部無償廃止をするという議案なんです。私は全然違うでしょう。そのことをどうするかというのは議案質疑でやっております。ここで議論してないんです。その今61、62号議案については、旧真玉、香々地には全然関係ないことなんです、もう旧真玉、香々地については全部払い下げてありますから老朽化しております。もう高齢者がふえてもう人も減ってもう自己負担が大変、地元では負担できない状況あるから新たに補助金制度をつくってはどうかと、大分県調べてみてもないのは高田だけじゃないかと、そこをつくるのかどうかの結論出してくれということなんです。全然違うんです、質問が。一般質問やっているんです。そういうことにいろいろいちゃもんつけることが問題じゃないですか。(○12番(河野徳久君)ちゃんと議長から許可得ちゃうじゃないですか。)

○議長(安達 隆君) 議事を進めます。

18番、大石忠昭君。質疑を続けてください。

○18番(大石忠昭君) いや、答弁もないんですよ、今。明確な答弁もないじゃないですか。答弁もできんならできんのも答弁です。するならするも答弁です。

○議長(安達 隆君) 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長(佐藤之則君) 大石議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたとおりですが、この件に関しましては、各地区の集会所が市の所有の分、老人憩の家の分とそれから一般の部集会所両方にわたるので、その条件をそろえるために先に老人憩の家の分を地区に譲渡したいという分でございます。ですから、その分が片づいてしまって終わった後に次の補助金をとを考えておりますので、ご了解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 時間がありませんので次に行きますが、この問題はまた次の議会でも議論したいと思います。

次は最後でありまして、市道や林道、農道などの樹木の伐採についてであります。

昨年9月議会でもこの問題を大きく取り上げまして、これ市長の政治力で都会では考えない問題がこの地方では起こっているんだと。道路の工事費には莫大な予算つけるけども、管理費がないために剪定

はできても抜本的な対策が取れないということで、なかなか通行できないような道路がたくさんあります。もう最近でもこちらの河内から10号線、立石の道路、あるいはそこから小田原を抜ける農免道路にしても田染の田染荘の道路にしましても、火葬場のあるこの広域農道にしましても、もう大変な状況でしょう。これは100万か200万で片づかんような問題だと思うんです。よって、きょねん問題にしましてから随分予算がふえまして事業やっておりますけれども、もう来年度抜本的方法で地方創生で国から予算拡幅して樹木を下から伐採するような工事をやらないかということ、それから本年度予算がついておりながら農道、林道が未だに工事ができないということは何なのか。直ちに市民が困っている道路については木の伐採をやってもらいたいと思いますが、見解を求めます。

以上です。

○議長(安達 隆君) 建設課長、永松史年君。

○建設課長(永松史年君) それでは、道路の樹木の伐採についてのご質問にお答えします。

現在市が管理しています市道は550キロを超えており、年々増加する維持補修費に頭を痛めているところでございます。その中でも特に樹木の伐採や草刈りなどの要望は年々増加しており、市としましても対応に大変苦慮しているところであり、県などにも伐採等の事業がないか相談してきたところですが、現在のところ有効な事業はなく、国道や県道においても市と同様に対応に苦慮しているところのことです。

これまでも樹木の伐採等にかかわる予算措置については、地域からの要望にできるだけ対応できるように毎年予算を増額して対応しているところでございますが、近年地域での高齢化や過疎化が急速に進み地元での対応が困難な地区が増加していることから、今後も予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、今後の伐採計画についてですが、管理する市道の延長が長く、市内全域の対応を行う必要があるため、年次計画を立てて実施することは非常に困難であると考えております。地元からの要望や現在定期的に行っております道路パトロールの中で伐採の必要な箇所につきましては地元とも協議を行いながら枝の剪定を中心に維持管理を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

9月14日

○議長（安達 隆君） 申し合わせ発言時間が過ぎましたので、これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日から9月25日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、9月26日午前10時に再開し、各委員長報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。なお、討論の通告は9月21日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでした。

午後3時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 大 石 忠 昭